

令和 5 年第 1 回大多喜町議会定例会

## 12 月会議会議録

令和 5 年 12 月 5 日 開会

令和 5 年 12 月 5 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和五年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和5年第1回大多喜町議会定例会 12月会議会議録目次

### 第 1 号 (12月5日)

|                        |    |
|------------------------|----|
| 出席議員                   | 1  |
| 欠席議員                   | 1  |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者  | 1  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名     | 1  |
| 議事日程                   | 2  |
| 開議の宣告                  | 3  |
| 行政報告                   | 3  |
| 諸般の報告                  | 5  |
| 会議録署名議員の指名             | 6  |
| 一般質問                   | 7  |
| 山 田 久 子 君              | 7  |
| 山 口 定 夫 君              | 24 |
| 根 本 年 生 君              | 31 |
| 渡 辺 八寿雄 君              | 50 |
| 報告第15号及び報告第16号の一括上程、説明 | 55 |
| 諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 57 |
| 議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 58 |
| 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 59 |
| 議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 63 |
| 議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 65 |
| 議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 66 |
| 議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 69 |
| 議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 81 |
| 議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 83 |
| 議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 84 |
| 日程の追加                  | 87 |
| 諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 87 |

|             |    |
|-------------|----|
| 休会について..... | 88 |
| 散会の宣告.....  | 89 |
| 署名議員.....   | 91 |

第 1 回大多喜町議会定例会 1 2 月会議

( 第 1 号 )

令和5年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和5年12月5日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 渡辺善男君 | 2番  | 麻生勇君   |
| 3番  | 野村賢一君 | 4番  | 末吉昭男君  |
| 5番  | 根本年生君 | 6番  | 吉野僖一君  |
| 7番  | 山田久子君 | 8番  | 渡辺八寿雄君 |
| 9番  | 山口定夫君 | 10番 | 森久君    |
| 11番 | 吉野一男君 | 12番 | 渡邊泰宣君  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長     | 平林昇君   | 副町長    | 西郡栄一君 |
| 教育長    | 佐久間靖夫君 | 総務課長   | 麻生克美君 |
| 企画課長   | 米本敏克君  | 財政課長   | 君塚恭夫君 |
| 税務住民課長 | 西川栄一君  | 健康福祉課長 | 長野国裕君 |
| 建設課長   | 市原芳則君  | 農林課長   | 秋山賢次君 |
| 商工観光課長 | 渡邊陽二君  | 環境水道課長 | 小高一哉君 |
| 財政課主幹  | 木島丈佳君  | 会計室長   | 須藤明実君 |
| 教育課長   | 吉野正展君  | 生涯学習課長 | 和泉陽一君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 宮原幸男  | 書記 | 市原和男 |
| 書記   | 佐藤さおり |    |      |

## 議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 5 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 6 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 令和 5 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 令和 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 令和 5 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

### ◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） それでは、改めておはようございます。

本日は、令和５年第１回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

会議前に、私ごとでございますが、ちょっと報告をしたいと思います。

先般開かれまして国吉病院議会の席で、私、議長を務めさせていただきましたが、都合上、議長を降ろさせていただきまして、後任に根本年生君が議長になりましたので、よろしくお願い致します。

また、もう一つ、夷隅環境衛生組合定例会におかれましても御宿町の町長であります石田さんが今度、副管理者に就任されました。それによって、ちょっと議長のバランスとか、そういうものに影響が出る可能性があるので、取りあえず今回は大多喜町の私が議長ということで就任させていただきましたことをご報告させていただきます。

今後ともよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和５年第１回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

### ◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和５年第１回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様には、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じます。

初めに、台風13号の暴風雨などによる災害についてお話を少しさせていただきたいと思います。

本件については、災害救助法の適用、また激甚災害の指定を受け、国・県、関係機関のご指導、ご協力もいただきながら、スピード感を持って復旧に向けた対応をさせていただいております。また、被災箇所に係る国の査定について、町道など公共土木施設、農地、農業用施設等については、12月中に受験が完了する予定となっております。

今後も被災した箇所などの復旧に向けて、引き続き国・県、関係機関のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに一丸となって早期の復旧に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本年は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、アフターコロナ、またウィズコロナとしてコロナ前の日常が取り戻される中、メキシコ合衆国クエルナバカ市との姉妹都市提携45周年の節目の年でした。提携して以来、45年間の歴史の中で、初めてクエルナバカ市長、ウリオステギ様に本町にお越しいただき、交流をより一層深めることができました。あわせて、コロナ禍を経て、5年ぶりの開催となりました第49回大多喜お城まつりにつきましても前夜祭、また本祭ともに多くの方にご来場いただき、大変明るい兆しが見えたお祭りとなりました。

さらに、明るい出来事といたしまして、昨年に引き続き、大多喜中学校の柔道部が夏の県大会で優勝、全国大会でも千葉県代表として立派な成績を残していただきました。そして、この秋の県大会では、女子の柔道部が団体戦優勝という快挙を成し遂げました。このことは、本町にとって大変誇らしいことであり、本町の宝である子供たちからの大きなプレゼントとして勇気や希望をいただけたことへの感謝と学校の先生方やご家族の方、指導等をしていただいている全ての関係者の皆様に心より御礼を申し述べたいと思います。

また、11月2日に大多喜中学校で開催されました中学生議会では、町の特産品を利用した商品開発や道路の安全対策など、町の現状や将来の取組について、中学生の目線ですばらしい質問がございました。質問を通じて、中学生が日常生活の中で町の施策などに対し深い関心を持っていることが分かり、町の将来を担う子供たちとして頼もしく感じたところでございます。

さて、本日の12月会議でございますが、4名の議員による一般質問の後に、専決処分の報告が2件、人事案件で人権擁護委員候補者の推薦、そして条例の一部改正など、一般会計、特別会計2件、水道事業会計の補正予算を提出させていただいております。各議案とも十分

にご審議を賜り、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます  
たいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会10月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち10月31日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、6番吉野僖一君からご報告願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 関係資料を各お手元に資料を配ってあるとおりでございまして、先ほど議長が説明しましたとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、11月1日に第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、5番根本年生君から報告をお願いします。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。

報告に入る前に、先ほど渡邊議長さんのほうから、国保国吉病院について、渡邊議長の後を引き継いで先般の会議で議長に指名されました。一生懸命頑張らせていただきますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、報告に移ります。

令和5年第2回国保国吉病院組合議会が11月1日に行われました。そこでは、議案が第1号から第4号まで、あと報告事項があります。

第1号は特殊勤務手当に関する条例の一部の改正、第2号としていすみ医療センター使用料及び手数料の一部を改正する条例、議案第3号として補正予算、議案第4号として決算認定の審議が行われました。議案第1号から第4号まで無事に皆さんの賛成をいただき、可決されたところでございます。

続きまして、報告事項がありました。資本不足比率の報告ということでございます。これも問題なく今のところ推移しているということで報告がありました。

以上で、私の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、11月9日、第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2番麻生勇君から報告をお願いします。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） それでは、令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会には議案4件が上程され、議案に対して事前の質疑通告が1名、討論通告が3名、また一般質問は6名が登壇いたしました。

議案第1号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての議案が提出され、原案どおり認定されました。

議案第2号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についての議案が提出され、この議案も原案どおり認定されました。

議案第3号では、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）が審議され、原案どおり可決されました。

また、議案第4号では、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）が審議され、原案どおり可決されました。

なお、議案の詳細については、お手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認をいただければと思います。

以上、簡単でございますが、報告させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、10月24日及び11月24日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は、本日1日とします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影を許可しましたので、ご了承願います。

それでは、お配りいたしております議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126号の規定により、

9番 山 口 定 夫 君

10番 森 久 君

を指名します。

---

### ◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宣君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱4点にわたり質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、アピアランスケア支援事業の創設について質問をさせていただきます。

現在、がんは日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病とも言われております。一方、国や自治体をはじめとし、企業も巻き込んだがん教育の普及や検診・受診の促進なども進められております。本町においても教育現場でのがん教育をはじめ、コール・リコールの推進など、教育と検診の推進に取り組み、早期発見、早期治療に努めていただいているところでございます。

そのような中、がん治療において抗がん剤などを使用することにより、脱毛や爪の色の変化など、外見の変化による自己イメージに係る心理的苦痛や他者との関わりの中で生じる相対的な苦痛を和らげるアピアランスケア、外見の変化に対するケアの支援が求められてきております。例えば、医療用ウィッグの購入費助成、乳房の外科手術による変形をケアする乳房補整具の助成、エピテーゼの助成などです。

10月23日付の千葉日報の記事に、アピアランスケアをめぐり何らかの購入費を助成している自治体は全国の市町村の約52パーセントに当たる904市区町村に上るとございました。

がん治療そのものの心身並びに経済的負担が大きい中で、治療に伴う外見の変化による心

理的負担も大きなものとなり、外出や人と会うことをためらうことも少なくないと思います。  
また、医療用ウィッグや補整具などは比較的高額であり、経済的負担も大きくなります。購入をためらう原因の一つでもあると考えられます。

がん患者さんが負う心理的・経済的負担を軽減し、患者さんの社会参加やＱＯＬ、生活の質の向上を図るため、がん患者アピアランスケア支援事業の創設をしてはどうかと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

現在、千葉県内でアピアランスケアの助成を実施している自治体は幾つあるのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

アピアランスケアの一つとして、がん治療による外見の変化を補完するための医療用ウィッグや医療用補整具等の購入費用助成事業を実施している県内の自治体の状況は、令和5年9月時点で、県の調査結果によりますと既に実施している自治体は54市町村中9自治体、今年度から実施予定は2自治体、次年度から実施予定は7自治体、時期未定であるが検討中が12自治体、実施予定なしが24自治体でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今のお話を伺いますと、比較的多くの自治体で前向きに導入を検討しているのかなと、このように思いました。

先日の中学生議会でも大多喜町ではがん患者さんが多いですねというような一般質問の中でお声がありました。本町でもできればこの助成制度を導入していただき、がん患者さんのサポートといいますか、応援というような意味合いも含めて前向きにご検討いただくことができるとは思いますけれども、町はどのようにお考えになっておられますでしょうか。助成制度導入、ぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 2019年の最新がん統計によると、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は、男性65.5パーセント、女性51.2パーセントであり、誰もががんに罹患する可能性が非常に高くなっています。一方、がん治療の進歩によって入院治療の期間は短縮し、外来で治療を受けながら社会の中で生活を送る期間が長くなり、治療と生活を両立し

ていく上で多くの課題が生まれています。

その中で、治療の副作用として外見に現れる身体症状がございます。患者さんにとって外見に現れる身体症状の苦痛度は非常に高く、外見が変化したことで生活にも変化が起こっています。具体的に申し上げますと、外出の機会が減った、人と会うのがおっくうになった、仕事や学校を辞めたり休んだりしたなどと人との関わりをちゅうちょするなど、生活の質の低下にもつながっています。

外見は自分と社会との接点になるものであり、がん患者がその人らしく生活を送るための環境整備や支援の充実が一層重要と考えられるところでございます。がん患者が負う心理的・経済的負担を軽減し、社会参画や生活の質の向上のためにもアピアランスケア支援は必要と考え、前向きに検討いたします。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） ありがとうございます。

前向きに検討いただけるということでございますけれども、先ほど課長さんの回答の中にも来年度とか検討中だとかいろいろな自治体さんがあったと思いますけれども、大多喜町としてはいつ頃の実施という形で検討していただくことができるのかお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） できるだけ早い時期にということで、準備整い次第、来年度にも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） ありがとうございます。

課長からの答弁にはございませんでしたけれども、千葉県では実施した自治体に対しての助成金制度もあるようでございます。十分承知していただいているということで認識させていただいておりますけれども、ですので、できるだけ、お金の関係もございしますが、早い導入をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大綱 2、災害ボランティア制度について質問をさせていただきます。

初めに、さきの台風 13 号では局所激甚災害に指定されるなど、大きな被害が発生しましたが、災害復旧対策において、町長をはじめ、職員、町民、ボランティアの皆様ほか、県

や国をはじめとする多くの関係各位の皆様のご尽力のおかげで、素早い対応をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、災害ボランティアセンターとは、災害時に被災者や被災地の支援を目的として設置される組織でございます。大多喜町社会福祉協議会においても災害ボランティアセンターが設置できるように、過年、要綱整備などがされたと認識をしております。このことから、お伺いをさせていただきます。

台風13号の被災者支援として、この制度はどのように機能したのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 主に災害ボランティアセンターの設置・運用を担っているのは、町社会福祉協議会となります。今回の台風13号の対応については、町と社会福祉協議会、双方協議の上、開設しないと判断をしたことから、社会福祉協議会の設置要綱にあるような災害ボランティアセンターは設置しておりませんでした。

しかし、災害ボランティアセンターの設置はしていないところでございますが、社会福祉協議会としては、町民からの土砂撤去等のボランティアの協力依頼とボランティア活動をしていただける方とのマッチングを行い、高齢者世帯と災害弱者についてボランティアの派遣を行うなど、一定の支援を実施できたとのことでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 要綱整備がされまして、初めての実際の運用になった、そういった台風13号であったかなと思っております。

私も今お話がございましたように、社会福祉協議会さんがいろいろと動いてくださっていたというのは承知をしているところでございますが、やはり残念なことは、動いているということを知っている、もしくはそういう対応をしてくださっていたというのは、一部の方しか知らなかったのではないかなと思っております。中には希望したい、お願いしたいんだけど、そういう制度、そういうことをしてくれているということを知らなかったというケースもあるかと思います。

今回、町として設置をしないという判断をなされたのは、どういった理由から設置をしないという形で判断をされたのか、もしよろしければお伺いできればと思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 開設しない理由としましては、町内全域で被害が発生したこ

とに伴い、その対応に多くの人員が必要となり、災害ボランティアセンターに人員を割り当てる余裕がなかったことなどでございます。しかし、後に分かったことでございますが、災害ボランティアセンターを立ち上げた場合、県社会福祉協議会など、ほかの機関から応援をいただけることであり、町の人的負担は少ないとのことでした。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

やはり初めてということで、いろいろと知らなかったこと、分からなかったことというものもあったのかなと思います。しかし、そのような中で、一生懸命動いていただいていたというのは本当に私も理解をしておりますけれども、今後あってはいけないわけですが、今後のことを考えましたときには、公の案内などがあり、しっかりと必要とされる方のニーズの把握というのできる方法というものが今後、確立されていくとよろしいのかなというふうに感じておるところでございます。

そのような中、今後、災害ボランティアセンターの設置・運用に対して、町はどのように取り組んでいく考えでおられるのか、今回の反省も踏まえましてお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 先ほども答弁させていただいたところなんですけれども、災害ボランティアセンターの設置については、今回の教訓を基に、町災害対策本部が設置された場合は、迅速な対応ができるように情報の共有を図り、被害の状況等から災害ボランティアセンターの設置の判断について協議を行い、決定するとの考えでございます。

運用につきましては、町社会福祉協議会が主となり、県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会の協力の下、実施していくこととなります。さらに、業務を円滑かつ効果的に実施するために、千葉県災害ボランティアセンターや千葉県共同募金会及び日本赤十字社千葉県支部等関係団体とも連携を図り、支援に係る連絡調整に努めるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

しっかりと検討していただいているというふうな思いもしますが、その中で、やはり被害者の方のニーズの把握、こちらもしっかりと取り組んでいただけるような方法があるとよろしいかなと思います。

大多喜町では高齢者の方も増え、またおひとり暮らしの方も多い中で、なかなかそういった制度があるという、そういったところへお願いをすれば力を貸してもらえるというようなところまでたどり着かないケースがあるのではないかというふうにも考えるところでございます。こういった被害者ニーズに対して迅速な把握というものについてもご検討いただければありがたいと思うんですが、町として何かお考えなどございませんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 災害の規模によっても対応は変わってくると思われませんが、災害ボランティアセンターが設置された場合は、防災行政無線やおおたき通信等で周知を行い、ボランティアを必要とする方が災害ボランティアセンターに連絡することで把握することになるかと思えますけれども、例えば、今回の台風13号では、床上浸水被害を受けた家屋に対して消毒作業を実施したところでございます。

町全体の被害状況を把握する被害調査の際に、消毒希望の有無について意向確認を行いました。このときと同様に、ボランティア派遣を希望する被災者等の把握についても被害調査で確認をし、災害ボランティアセンターと情報共有を図ることで速やかな対応につながるものと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

近隣のある行政区では、今、大多喜町では消毒をその場で確認を取って、希望を取ってくださったというふうなお話ありましたが、それがなくて、私のところに違う行政区さんから、消毒してもらいたいんだけどどうしたらいいんでしょうかという、ちょっとお問合せがあった方もいるんです。それは、親御さんが大多喜町にいらっしゃったものですかね、子供さんがほかの行政区にいてというような、ちょっとそういうお問合せが今回の台風でありました。

ですから、大多喜町のね、そういう取組というのは、本当に町民の皆さんに寄り添っていただいたありがたい対応だったなというふうに改めて感じたところでございます。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

次に、台風13号においても民有地にも大きな被害が発生をいたしました。そのような中、民有地における土砂災害や私道の崩壊など、災害ボランティア、人力では対応できない大きな災害に重機などを用いた災害救援をしてくれるボランティア団体があることを知りました。

本町には、土砂災害警戒地域などもございます。万一の場合の災害時に重機を用いた災害ボランティアさんにご協力をいただけるように、町や社会福祉協議会が間に入り、被害住民等を結ぶ仕組みづくりを構築しておいてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会内に設置し、運営事務は町社会福祉協議会が行うことと大多喜町地域防災計画に記載しているところでございます。

国からは、県を通じて大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するためには、平時から市町村等、自治体が社会福祉協議会等との間で協定などを締結し、役割分担を明確にしておくことが重要であり、連携を進めるよう示されているところでございます。

今後、協定の締結や災害ボランティアセンター設置訓練等の実施に向け、町社会福祉協議会と協議を進めてまいります。ご質問にあるような被災住民とボランティアを結ぶ仕組みづくりについては、これらの枠組みの中で対応可能なものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

私もこの重機を用いたボランティアさんの様子などが写った写真とか、そういったものも拝見をさせていただいたところございまして、大多喜町にもこういうものが必要にならないほうがいいんですけども、なるかもしれないなと思ったところからこのような質問をさせていただきました。

今、課長のお話がありましたように、今後の運用に対して、やはり準備体制というものが日頃から確立をされていくということがやっぱり大切なのかなと思いました。

今、設置訓練を進めていくというお話がありました。町では防災対策に対して、地域防災に対しましても今年度もいろいろな訓練をしてくださいましたけれども、これと一緒にいうわけにはいかないと思いますけれども、災害ボランティアセンター、必要に応じまして設置ができるよう、また日頃の訓練というところでお考えいただくことができ、また進めていただくことができればありがたいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大綱3、防災対策について質問をさせていただきます。

この頃、大雨の回数が増えているように感じている方は多いのではないのでしょうか。国内において実際に1時間降水量50ミリ以上の大雨、滝のような降雨は、1976年から85年の平均年間発生回数は約262回でしたが、2013年から22年の平均年間発生回数は328回と約1.5倍に増加し、同じ期間で1時間降水量80ミリ以上の大雨、恐怖を感じるほどの猛烈な雨は約2倍程度に増加しているということだそうでございます。このような状況下を考えますと、町民の皆様生命と生活を守るためにも台風13号による被害の検証と対策が本町の今後の防災対策にとって重要になってくると考えます。特に、内水氾濫の対策として、水路や川の掘削、河川脇の樹木の伐採等や排水機場の設備の検証等が必要ではないかと考えます。

そこで、以下の場所における被害の検証と今後の対策について、町はどのように考えているのかお伺いをさせていただきます。

なお、通告の1、2、3は、夷隅川に関係している箇所のため一括で質問をさせていただきます。

今回の災害を受け、久保川、田丁川等と八声信号付近の内水氾濫について町はどのように検証し、対策を考えているのかお伺いをいたします。また、久保排水機場の場所で街側から夷隅川の水位を確認できる方法や久保川の水位の状況などが確認できる方法があるとよいと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問について総務課からお答えさせていただきます。

久保川の内水氾濫につきましては、その主原因は、2級河川である夷隅川の増水でございます。県においても河川整備計画策定に向けた検討を進めながら必要な対策に努めたいとの回答をいただいております。ソフト対策といたしましては、町民の早期避難を実現するため、引き続き防災行政無線及びおおたき通信の普及促進、自主防災組織との連携促進、防災訓練の実施などに取り組んでいきたいと考えます。

また、先ほど水位計の確認のお話でしたが、そちらにつきましては、今インターネット、またスマホのほうからも夷隅川の水位が確認できるような形のシステムを県のほうが構築していただいている状況ではございます。

続きまして、田丁川につきましてご説明させていただきます。

田丁川等の内水氾濫につきましては、令和3年度から水位計の実証実験を実施してございます。引き続きソフト対策といたしまして、町民の早期避難のため水位計を活用した防災無

線やおおたき通信による早期の情報伝達を実施していきたいと考えております。

八声信号付近の内水氾濫等につきましても久保川についての答弁でもお伝えしたとおり、引き続き県に対して、その場所に適した浸水対策を講ずるよう要望をしていきたいと考えております。

なお、八声水門老朽化のため、現在、県が更新作業を行っており、年度内に完了予定となっております。この点においても地元3分団の消防団と情報共有を図り、適正な委託管理に努めたいと考えております。

これら夷隅川に対する河川整備につきましては、地域住民の安心・安全の確保をするため、早期に河川整備計画の策定、遡上対策等を講ずるよう、引き続き粘り強く、機会あるごとに直接、また関係機関を通じて県に要望していきたいと考えますので、どうかご理解、ご協力をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

課長から粘り強く関係機関に取り組んでいくという力強いお声をいただいて、ぜひお願いしたいという思いでございます。

また、ソフトの部分で、おおたき通信、防災行政無線、新しくおおたき通信、今回も本当に大変私も情報として得られましたし、大変便利でございました。通信を開くことによって河川の状況も電気の停電の状況も、もうあそこでもいろんなものを、雨の量ですとかね、いろんなものが得られるというところで、あっちのホームページ、こっちのユーチューブ開かなくても本当に便利なものをつくっていただいたなというふうに、これをぜひまた大きく活用して広げていっていただきたいなと思うところでございます。

その中で、課長のお声、本当に回答しづらい部分もたくさんあるとは思いますが、私も町民の皆様からいただいているお声もでございますので、ちょっと細かいところで、町の考えなどをお伺いさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。

まず初めに、久保の排水機場なんですけれども、今回の調整池がいっぱいになると同時に道路側にも水があふれたと。認識的には調整池がいっぱいになって、少し猶予があって道路のほうにも流れてくるのかなと思っていたらもう同時だったというような形がありました。その中で、調整池の汚泥などがたまっていて、それを掘削するようなことでもう少し時間差

というか、保水力を保つことはできないんでしょうかねという、ちょっとこんなお声もあったんですが、この辺はどのようにお考えになれますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 掘削、調整池の関係でございますが、やはり今回、時間雨量、先ほど議員さんおっしゃったとおり、50ミリ以上、時間雨量で、10時、11時で60ミリ以上の雨量が2時間降りました。

実は、調整池がたまってきたよという形で本部のほうから連絡を受けたのが、30分程度でもういっぱいになっちゃったような状況でございます。ですから、あそこがたまっていたからではなくて、やはり時間雨量に対応できるような形の調整池の水量をはるかにオーバーする雨量が降ったというところでございます。今のところ、堆積による原因によりそれがオーバーフローしたというところではないという形で考えてはいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

そうしますと、次の疑問になるわけでございますけれども、排水機場の排水ポンプの能力が今となっては足りない場合も出てきているのではないかというふうに考えるんですけども、新たなポンプを多く設置するとか、もしくは今ついているポンプの容量を上げるとか、そういった検討は必要になってきているのではないかなと私としては思うところもあるんですが、町としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 確かに今回、時間雨量、50ミリ以上の雨量が降ったところでございます。

これは私の経験則でございますけれども、実体験でございますけれども、今回の台風の前が一番多い水かさが増えたというのが、私の経験の中だと平成8年の台風でございます。そのとき、私が、今ちょうど釜屋さん、有家さん、久保川の橋のところに行ったときに、実は私のここまで水が来ました。要するに、救命ボートを使って住民の方を避難させるためにボートを持っていったという覚えがありまして、そのとき私がここまで実は水量が来ていたという覚えがあります。

今回の水量につきましては、やはり有家さんのお宅を言ってしまうとあれですけども、1階のところが水が見えていましたけれども、今回は床下で収まっております。ですから、

今のポンプの能力は、その当時に比べるとはるかに、やはり上がっているというところがございます。これにつきましても、そのとき総事業費として6億円弱の費用がかかっているところでございます。

こちらについても県のほうに、素人考え、私、技術的な考えはございませんが、そのポンプの容量を上げるとか、1基増やすとか、そうすることによって、議員さんおっしゃるとおり、それを軽減できるんじゃないかというような簡単なお願いはしたところがございますが、やはり県といたしましてもそう簡単にこの施設を変えとかという話にはならず、また、単純に機械のバージョンアップ、要するに、その容量アップをすることによって、それが解決できる問題ではないというような回答も伺っているところでございます。

確かに、今回、時間雨量60ミリ以上が2時間降ったことによって、このような形、床上浸水にはなりましたが、以前に比べてポンプの容量は非常に上がっているところがございます。こちらにつきましても県のほうに、今回のこの経験を基に、被害の状況を基に粘り強く、その対策について要望をしていきたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今のお金を聞いて、本当に簡単にできる問題ではないんだなということを改めて認識したところがございますけれども、果たして、分かりました、また被害できるかもしれないのは分かっているこのままでいいのかなという、本当にそういう思いもあります。被害に遭う方は、もう2回目、3回目という形の中で、近隣のね、市でも、もういいかげんにという形で住民の方が引っ越していってしまう、もしくは移住者がもう来なくなっているという状況などもあります。本町においては、メインの通りといいますかね、町の中心部でのことでございますので、やはりここは仕方がないで済まされない問題もあるのかなという思いもあります。

ただ、一方で、今、課長からお話いただいたところもなるほどねと思うところもあるわけなんですけれども、今、課長のお話ございましたように、粘り強く、ポンプを増やすのがいいのか、替えるのがいいのかということだけじゃなくて、ほかの方策も何かあるのかということも含めながら、皆さんが安心して生活ができる、安心して商売ができる、そういったところに、また今後ともぜひお力添えいただきながら、検討していただいくことができたら、今の時点ではもうそれしか今のところ、私としても言いようがないんですけれども、諦めることなく、仕方がないんだということじゃなくて、前向きに、またお力添えいただくこ

とができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次なんですけれども、田丁川のほうにおきまして、これ町営住宅がありまして、町営住宅の前と後ろが本当に一時的に増水しまして、あの辺がちょっと孤立してしまったというような状況もあったかと思います。あつという間に水も引いたそうでございますけれども、やはりこの辺についても昔から地域の皆さんからは、水が出るよ、水が出るよとおっしゃっていただいていた地域のところだと思います。

その中で、河川の、それこそ泥が詰まって、もう容量が小さくなっているんじゃないのか、掘削をしてもらったらどうなのか、また河川脇の樹木の伐採をしたらどうなのか、場合によっては土のうなどを積んで、少し容量を増すような方法などができないのかというようなお声をいただいているところでもございますけれども、この辺においては、町はどのように田丁川の周辺の脇の氾濫というんでしょうか、これについてはどのような形で今回検証し、また考えていくお考えがあるのか、その辺をお伺いすることができればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほども田丁川の内水氾濫につきましては、町のほうも水位計をつけて実証実験をさせていただいています。また、その水位計に応じて、町民の早期の避難等のことに役立っているような形でつけさせていただいております。

こちらについても、いずれにしても先ほどの久保川にもつながりますが、地域治水というような考え、また、主原因でございます夷隅川の、やはり改良が必要だと思います。やはりそちらからの逆流といいますか、そちらを整備していかない限りは、この点についてはなかなか厳しいところもあるところでございます。

町といたしましてもそのような要望等をさせていただくと同時に、町民の早期避難、それにソフト対策として取り組むことが一番今できることだという考えでもおりますので、その点について、早期の伝達方法等、遅延なくできるように対応させていただければという考えでいるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

堂々巡りの話になってしまうわけなんですけれども、本当に夷隅川の増水というところが大多喜町にとっては一番の問題点なのかなというふうなところを感じております。

この田丁川の件につきましても、先ほどのお話とまた重複してしまうんですけれども、久保川と同じように排水機場を設けることができないのかというふうに単純に思ってしまうと

ころもございます。それが難しいというのも先ほどのお話で伺っておりますので、ある程度の理解はしますけれども、やはりこの辺の対策も忘れないでいただきたいなというふうに思うところでございます。

また、避難につきましては、今回も避難警報ということで出していただきました。それと同時に、やはり町民の皆様が分かっているんだけど、避難もできない、逃げられない、避難所に行く場合において、もうその間にこの川が氾濫しているよ、こっちの川が氾濫しているよという、そういった中で、逃げるところもねえよと、逃げらんねえわ、なんて言葉は悪いんですけどもね、地元の声でそういうお声もいただいております。

その中で、最近では、垂直避難であるとか、いろんな避難場所を、町が開設した避難場所ではなくても安全なところに避難をしてもらうという、そういう考え方もいろいろと出てきているようでございますので、この辺の整理というか、整備というか、認識というか、そういったものも踏まえながら、ソフトとハードという部分で、またお取組をいただくことができればと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

そして、次なんですけれども、実は八声の信号付近の被害が千葉日報等で大きくやっぱり報道されたところでございました。やはり今回、夷隅川との関係がありまして、排水機場を閉めた後の大雨、それから土砂が多く来たことによって、それが排水し切れなくなって、あの辺が大きく内水氾濫というんでしょうか、してしまったというようなところもあるのではないかという、これも町民の方の判断でございますので、正式な検証ではないのかも分からないんですけども、そういった部分において、今後、排水機場を閉めた後のこういった対策も考えていく必要があるのかなと感じているところでございますが、町はこの八声の信号付近の氾濫についてはどのような認識でいらっしゃるのかお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 八声信号付近の内水氾濫等に対する対策ということでございます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、場所に適した八声の信号付近の内水氾濫に対応する浸水対策、それをやはり県のほうに講ずるよう要望するのがまず1点目という考えではいるところでございます。

また、八声信号付近につきましては、どうしても国道からの水、また反対側からの山林からの土砂等がどうしても集まりやすい場所となっております。ですから、それらの排水対策等も併せまして、県のほうに粘り強く対応、対策のほうを要望させていただきながら、地元消防団とその対応に一生懸命、対応させていただきたいというような考えでいるところでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に、地元の消防団の方は、今回もそうでしたし、いつもほかの大  
雨のときでも本当に張りついて見守ってくださっております。この八声だけじゃなくて西部  
田とかでもほかでも見受けられるところでございますけれども、むしろ消防団の人、大丈夫  
かなと思いつながらも、本当に張りついて状況確認をしながらいろいろやっただけしている  
というところもございます。ある意味、ありがたいんですけれども、ある意味ね、命とかね、  
消防団の方の危険性もありますので、その辺も考慮しながらご指導いただければと思います。

また、先ほどからお話を伺っておりますと、どうしてもここは夷隅川との関係、また県と  
の道路改良等を含めまして、影響が大きいのかなというふうに思っております。その中で、  
大多喜町議会でも、夷隅川の河川の改修といいますか対策については、要望書などを以前に  
出していただいているというふうにも認識しております。県とかからいいますと、上からや  
るのではなくて下から順番にと、下流のほうから順番にとおっしゃるんですが、下流から順  
番にやっただけしている間に大多喜町が大変なことになっちゃうよねと思うところもたく  
さんありますので、順番にやってくるものと同時に、大多喜町として対策をしてもらえるも  
のがあれば、そちらにもしっかりと取り組んでいただけるような形で町としてもぜひご要望  
いただき、ご尽力いただくことができればなと思うところでございます。

町としてね、できるものではないので、逆に歯がゆい思いも町としてたくさん持っている  
と思いますけれども、ぜひ対策に対して諦めることなく、粘り強くお願いしたいと思います。  
どうぞよろしくお願いいたします。

次に、養老川の増水では、大変な被害が生じました。一瞬の出来事であったと伺っていま  
す。被害防止対策が必要と感じておりますが、現時点として、命を守るために急激な水位の  
上昇をお知らせする危険水位警報システムを設置してはどうかと考えます。

通告書と相前後いたしまして、県としての動きも耳に入ってきておりますことから、県や  
町の動きなど、見解をお伺いすることができればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 養老川につきましては、県が市原市側において必要な措置等を行  
う予定である旨、夷隅土木事務所から伺っているところでございます。また、報道によりま  
すと、県の12月補正予算におきまして養老川の河道掘削に係る事業費が提案される予定との

ことでございます。養老川につきましてもこのような県のハード対策等も踏まえながら、早期避難に向けた情報伝達など、ソフト対策を進めていきたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） 養老川につきましては、市原市様側との関係もたくさんあると思いますので、なかなか難しいところもあると思いますけれども、やはり今回も養老川の災害で大きく、近隣住民の方も踏まえ、本当に川って怖いなど、雨って怖いなど実感したところでございます。ぜひ、この辺の被害が軽減できるよう、また起こらないように、こちらも夷隅川同様、ご尽力いただきますようによろしく願いいたします。

最後に、大綱 4、物価高騰対策について質問をさせていただきます。

長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に負担を与えています。今般、政府が決定しましたデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせて支援策を進めることができる重点支援地方交付金の補正予算が追加されたところでございます。それに関連し、本町の取組について、2 件お伺いをいたします。

初めに、交付金には低所得世帯支援枠に 1 世帯当たり 7 万円を給付することが盛り込まれました。年末を控え、年内の予算化、迅速な給付を望むところでございますが、町はどのように取り組んでいく考えでいるのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 国において補正予算で給付を予定している住民税非課税世帯 1 世帯当たり 7 万円については、実務を担う自治体に対して年内に予算を確保するよう通知がされたところでございます。この通知を受け、町では、12 月議会において低所得世帯支援に必要な予算を計上させていただいたところでございます。

対象となる世帯は、令和 5 年 12 月 1 日に住民登録のある令和 5 年度の住民税非課税世帯とし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を含まない者となり、想定される世帯数は約 1,000 世帯を見込んでいます。給付時期につきましては、なるべく早い時期を予定していますが、システム改修や二重給付を防止するための確認作業を要するため一定の期間が必要となります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7番（山田久子君）　ありがとうございます。

今回、国からも異例のような形で、まだ予算が可決されていない状況から何度か通達が来ていたというふうに伺っております。そのような中で、大多喜町では、もう12月に予算化、今日のこれからの議会で可決されていくのかどうかというところでございますけれども、予算化をしてくださっているということで、本当にありがたく思います。

その中で、配布につきましても年内ということでもございましたけれども、政府は年内の支給の意向を示され、簡易な方法で素早く支給する仕組みとしてファストパス制度の導入などの仕組みづくりも表明をしているところでございます。しかしながら、私はこの制度を見ましたときに、大多喜町ではやっぱりちょっと難しいかなと、そんなような感じも受けました。

先ほど課長のお話がありましたように、事務作業にかかる時間などということも非常に考慮することができるというか、理解することができるというところでございますので、年内はもしかしたら難しいなというところは理解させていただくところでございますが、しかしながら、町民の皆さんにとっては、いつ頃頂けるのかという思いはあると思います。

町として配布の時期はいつ頃というふうに予定をしながら、この準備のほうを進めていただくことができるのか、この辺をお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　現時点でのあくまでも推測というか、予測になりますけれども、年内の支給はもちろん難しいところでございますので、年明け1月の末から2月頭にかけての支給ができればと考えております。やはり間違いがあってはいけないことですので、慎重な事務作業を進める必要がございますので、やはりそのぐらいの時期を予定しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君）　7番山田久子君。

○7番（山田久子君）　よろしくお願いいたします。

次に、交付金の活用では、推奨事業メニューが示されておりますが、年度内に実施計画を示していく必要があるようでございます。本町では、どのような支援事業に取り組んでいく考えているのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君）　企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、

引き続き物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、今回、重点支援地方交付金が追加され、同月10月に令和5年度補正予算案で推奨事業メニュー分の5,000億円が追加計上されました。

ご質問いただきましたこの重点支援地方交付金の推奨事業メニューにつきましては、令和5年3月に措置された交付金と同様で、生活者及び事業者に対する8つの支援メニューが示されております。このうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援では、保護者の負担軽減を踏まえた学校給食費等の支援や消費下支え等を通じた生活者支援では、プレミアム商品券や地域で使えるポイント発行等による消費活動への支援など、地域の実情に応じて困難な状況にある者をしっかり支えるという観点から当該交付金が措置されることとなっております。

町といたしましては、今回、追加されました当該交付金を活用しまして、物価高騰の影響を受けている生活者、事業者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。具体的な支援内容につきましては、先日、国において補正予算が成立しまして、近々に示されます詳細な通知であったり交付限度額等を踏まえ、協議させていただきまして、早期に予算措置等について対応したいと考えておるところです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） これから具体的に検討していただくというふうな、そういうふうな理解をさせていただいてよろしいのかなというふうに思ったんですが、その中で、先日、議会としてというか、常任委員会として要望させていただいた中で、地域通貨のポイントをぜひ10パーセントを継続していただくことができないかというようなことも盛り込まれていたかと思いますが、この辺について、町として検討していただくものとして入れ込んでもらうことができるのかどうか、どのように考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 当該交付金の所管課という立場からお答えさせていただきます。

当該交付金が物価高騰の影響を受けている生活者、事業者への支援という観点から、推奨事業メニューの一つでもあります地域での消費活動、経済の活性化につながるよう、国から示されます交付限度額全体の配分を踏まえた中で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それはどういうふうに捉えさせていただいたらいいのかなとちょっと思うところもありますけれども、いろいろなところで、本当に皆さんが大変な思いをしている方はたくさんいらっしゃると思いますので、有効利用できるようにしっかりとご検討いただきまして、またこちら準備ができ次第、早急な事業実施をお願いしたいと思うところでございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時20分に再開しますので、よろしくお願いします。

（午前11時08分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

#### ◇ 山 口 定 夫 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、9番山口定夫君の一般質問を行います。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 9番山口定夫でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目として、安全・安心なまちづくりの防犯についての1項目でございます。執行部の皆様方には、前向きで明快なご答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本町の第3次総合計画後期基本計画が令和7年度で終了することから、今後の防犯を推進する上で、町の考え方について伺います。

大多喜町第3次総合計画は、第1編、序論、第2編、基本構想、第3編、前期基本計画及び後期基本計画で構成されています。第1編の序論において、大項目のまちづくりの基本的な課題として、生活基盤に関する議題の一つに安全・安心なまちづくりがあります。

そこで、安全・安心なまちづくりについて調べてみますと、犯罪の機会を減少させるための環境づくりと県民などによる犯罪防止のための自主的な活動のことをいいます。千葉県で

は、安全・安心なまちづくりの促進に関する条例が制定され、県民一人一人が防犯意識を持ち、自らが主体となって犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていくことを考えの基本としているとあります。本町も平成18年に防犯まちづくり推進条例を制定し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを促進されていることと思います。

次に、第2編の基本構想における基本目標の一つとして、生活基盤では、「誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる」をメインテーマに、交通安全、防犯を施策の一つに掲げています。この基本構想を受け、前期・後期基本計画では、生活基盤の基本方針として、関係機関との連携の下、啓発活動や施設整備を推進し、交通事故や犯罪が起きにくい安全・安心なまちをつくりますと定めています。また、施策の一つであります交通安全・防犯のうち、防犯の内容としては、防犯意識の啓発と防犯灯の適正設置を掲げています。

それでは、初めに、前期基本計画の施策の一つであります防犯では、防犯灯の適正設置について設置基準を明確にするとありますが、どのような内容で、その運用状況はどうか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問に総務課からお答えさせていただきます。

山口議員のおっしゃるとおり、前期基本計画の基本方針の施策の内容で、防犯灯の設置基準を明確にすることとされているところでございます。このことにより前期基本計画の期間中に大多喜町防犯灯設置等に関する基準を定め、平成29年4月1日から施行しているところでございます。

本基準の趣旨といたしましては、町内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため防犯灯の設置に関して必要な事項を定めるものとしており、設置等の基準の規定では、設置に係る近隣住民の同意が得られていることや防犯灯の設置に係る間隔などが細かく定められているところでございます。そして、優先度、公平性を勘案することなどから、学校や各行政区から要望のあったところを学校関係者、警察関係者、各道路関係者で構成している大多喜町通学路安全対策協議会で協議し、相談をいただきながら通学路に優先的に設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 答弁ありがとうございます。

防犯灯とは、薄暮れ時の通学道路や夜間、不特定多数の人が通行する生活道路等で、暗く

て通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に設置される電灯のことです。

防犯灯は、犯罪被害の未然防止など、夜間の町民の安全を確保するために用いられる屋外照明器具であります。防犯灯にはＬＥＤ防犯灯があり、蛍光灯のものと比べてエネルギー効率と耐久性に優れ、省エネと維持管理経費の削減にも効果があると伺っています。

現在、防犯灯の新たな設置に関しては、町が設置し、電気料金も一括町が支払っています。新たな防犯灯の設置については各区長から毎年設置要望があるのかと思いますが、防犯灯の設置目標数については、前期基本計画と後期基本計画では目標値の表現が異なります。

細かなことで恐縮ですが、前期基本計画では、毎年度２基増とあります。基準の設置数に対し２基増なのかどうなのか、また、後期基本計画では、年２基となっていますが、この表現の違いはどのような意味があるのでしょうか。また、毎年度の要望数と設置数の状況はどうか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 前期、後期とも２基という形の表現が違うというところでございますが、そちらにつきましては、毎年２基の増を計画しているというところでございます。

年度ごとの要望数、また実績数という形でお答えもさせていただきます。

ただし、前期基本計画の初年度である平成28年度につきましては、防犯灯をＬＥＤ化へ移行した期間でございますので、実績のみでお答えさせていただきます。

平成28年度、実績９灯、平成29年度、要望９灯、実績６灯、平成30年度、要望７灯、実績５灯、令和元年度、要望９灯、実績３灯、令和２年度、要望９灯、実績２灯でございます。以降は後期基本計画の内容となりますが、令和３年度、要望13灯、実績４灯、令和４年度、要望10灯、実績５灯でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ９番山口定夫君。

○９番（山口定夫君） ありがとうございます。

先ほど防犯灯の設置基準について説明がありましたが、本町は、東西12キロメートル、南北約19キロメートル、総面積129.87平方キロメートルと県内の町村で最も広大な面積を有する本町にあって、年間２基という目標値は少くないか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 平成27年、28年度の２か年で防犯灯のＬＥＤ化を行い、リースにて運用してございます。先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございます。

そして、この事業を実施するに当たり、各行政区に、現有の防犯灯のほかに新規の設置要望も伺っており、希望に応じた必要な防犯灯をＬＥＤ化に伴い設置をさせていただいたところでございます。

このように、各行政区などから求められた防犯灯は確保できたところでございますが、道路改良や住宅事情の変化等も勘案した中、年間２基程度の新設は必要ではないかなどのことから、本数量２基という形で事業計画をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ９番山口定夫君。

○９番（山口定夫君） ありがとうございます。

私も年２基と書いてあるので、もう２基しか設置されていないのかなと思いましたが、そうじゃないということが分かって安心したところでございます。

本町では、防犯カメラについて、平成25年度に防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定するとともに、翌26年度には同条例の施行規則を定めています。一方、第３次総合計画の計画期間は平成28年度から10年間であり、既に防犯カメラの設置及び運用が可能な状態にあったと思われますが、防犯の施策内容として防犯灯の設置を目標としています。

ここで伺いますが、前期・後期の基本計画において防犯カメラの設置の考えがなかったのか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、町といたしまして、大多喜町第３次総合計画前期・後期の基本計画においては、防犯カメラの設置について施策として掲げておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ９番山口定夫君。

○９番（山口定夫君） ありがとうございます。

今回、私が防犯に着目したのは、過去に一緒に働いたことのある方が認知症になってしまったということです。

厚生労働省によると、日本の65歳以上の高齢者の認知症の数は、2020年時点で65歳以上の人口の６人に１人の割合とされていますことから、本町にも相当数の認知症高齢者がいるものと推測されます。その後、徘徊が始まり、ついには行方が分からなくなってしまったということもあり、その時点で、主要な町道や交差点等に防犯カメラが設置されていたらその方

の足取りも確認ができたのではないのか、捜索方法が絞れたのではないのか等々、個人的には考えていました。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止の効果が期待されますが、町民の見守りにも期待されるところであります。見守りが必要とされるのは、認知症高齢者だけではなく、子供や高齢者等も対象となります。とはいっても夜間暗い場所に防犯カメラだけを設置しても効果は薄いと思います。防犯灯と防犯カメラをセットで設置することにより、夜間においても犯罪抑止の効果と町民の見守りの効果が期待されるところと考えます。

防犯カメラを設置するということは、個人情報保護の観点から条例の制定が必要になるわけですが、先ほども述べましたように、本町には既に防犯カメラの設置及び運用に関する条例が制定され、運用もされているところがございます。仮に、現行条例で運用できない場合は、条例の一部改正も可能かと思われます。

ここで伺います。

本町には、民間を含め、防犯カメラは何台設置されているのか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本町が所有、管理している防犯カメラはございませんが、大多喜町防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、大多喜地区防犯組合連合会が管理、設置している防犯カメラは3台でございます。また、本条例の適用外でございますが、本町が施設の管理上必要な監視用のカメラは3台、不法投棄に係る監視用のカメラは9台設置してございます。

なお、本条例の適用範囲でない民間の防犯カメラについては把握してございません。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

第1編の序論に、本町は、県内自治体の中では交通事故や犯罪が少ない安全・安心な町ですとありますことから、第3次総合計画作成時の参考と思われます平成25年、26年と直近の令和3年、4年の県内54市町村のうち、市を除く17町村の犯罪の発生件数について、千葉県警の犯罪統計から抜粋して調べてみました。犯罪とは、刑法犯の認知件数であり、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯及びその他刑法犯の総数となります。

その結果、平成25年の犯罪総数は2,394件、本町は95件で、犯罪総数に対する割合は4パーセント、最小は60件、最大は328件で、大多喜町は17町村中、下から7番目でした。次に、

平成26年の総数は2,023件で、前年比15.4パーセントの減、本町は92件で、総数に対し4.5パーセント、最小は51件、最大は266件で、17町村中、下から6番目でした。次に、直近の令和3年の総数は831件で、平成26年と比較すると58.9パーセントの減で、本町は34件、総数に対し4.3パーセント、最小は16件、最大は116件で、17町村中、下から5番目でした。また、令和4年の総数は843件で、前年より約4パーセント上昇していますが、本町は39件で、総数に対し4.5パーセント、最小は8件、最大は128件、17町村中、下から8番目でした。

これらのことから、平成25、26年及び令和3、4年の総数に対する発生割合は4パーセント台を維持しており、発生件数も半分に減少していることなどから、比較的犯罪の少ない町であることが確認できました。これもひとえに、地元警察並びに防犯組合連合会等、防犯関係者の方々のご尽力のたまものと感謝しているところでございます。しかしながら、犯罪が増加している状況ではないものの犯罪は現に発生していますし、巧妙化しています。行政も時代に合った形で進化していく必要があるのかと考えます。

例えば、車載カメラはドライブレコーダーや駐車監視などの機能を持ち、交通事故や盗難などの防止や証拠収集が可能となります。ただし、車両は走行していますので、定点監視には向かないと思われます。

そこで伺います。

町は、防犯カメラの設置効果をどのように考えていますか。伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 設置効果という形でお答えをさせていただきます。

大多喜町防犯カメラ設置及び運用に関する条例の目的で規定されているとおり、町民等の権利利益を保護するとともに、全ての町民が安全で安心して生活することのできる地域社会を実現するため、防犯カメラの設置は、犯罪抑止や犯人検挙等の側面で効果があるものと考えております。一方、防犯カメラは、個人情報、プライバシー保護の観点から、慎重に、その設置、管理、運用を行う必要も同時にあると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

安全・安心とは何か。安全とは、広辞苑では、「安らかで危険のないこと。平穏無事。」、「物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと。」とあります。言い換えると、安全とは、危険、リスクが存在しないこと、または許容可能なリスクしか存在しないことと

なります。また、安心とは何か。「心配・不安がなくて、心が安らぐこと。また、安らかなこと。」とあります。言い換えると、安心とは心が和らいでいる状態のことを指します。それでは、安心と安全の違いは何かといいますと判断基準が異なることです。安心は心によって、安全は事実や因果関係によって決定されます。

そこで、防犯灯が設置されていれば安全・安心かと問われれば、防犯灯があれば明るくて安全・安心だけれども、防犯灯と一緒に見守り用の防犯カメラが設置されれば、さらに安全・安心と返ってくるのかと思います。

防犯灯の新たな設置が年2基で足りるとすれば、一步進んで、防犯カメラの設置を考えることができないでしょうか。今まで見えなかったものが見えるようになるかもしれません。犯罪抑止もさることながら、今後は、地域を見守るための防犯カメラの設置が求められるのではないかと考えています。

そこで伺います。

防犯カメラは犯罪の抑止に効果が期待できると思いますが、今後、学校等、教育施設、通学路（町道）等への見守りのための防犯カメラの設置の考えはないですか。伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 山口議員の質問について教育課からお答えをさせていただきます。

防犯カメラや監視カメラは、コンビニや駅、またマンションの出入口や個人宅に設置されていることも少なくありません。実際に、犯罪捜査で効果が発揮されている事例もあるところでございます。一方で、自分の知らないうちに自分の顔や姿が撮影されているのではないかなど、先ほど総務課長からの答弁でありましたように、プライバシー保護の観点から慎重に設置、管理、運用を行う必要もあると思います。

町内の小中学校は、その敷地との境においてフェンス等で全て仕切られているものではございません。このことから、学校へ侵入しようと思えば容易に敷地内に入ることができる状況でございます。

一般的に、現在の防犯カメラは、犯罪が起きてからの犯人の特定やどのようにして行われたかなど確認することに関してはその効果があると思いますが、常時監視するような体制が整備されていない状況では、犯罪を未然に防ぐことに関しての抑止効果は限定的ではないかと思います。このようなことから、通学路への防犯カメラにつきましては、現在のところ設置の考えはございませんが、夜間の施設管理などの観点から、学校等、教育施設への設置につきましては、学校とも十分協議して設置の有無については考えていきたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 答弁ありがとうございました。

防犯カメラの設置状況を見ますと、各自治体とも様々です。犯罪抑止のために設置しているところもあれば、地域の見守りのために設置しているところもあります。防犯カメラを設置することにより犯罪が止められるわけではありませんが、犯罪を抑止できる可能性はあります。

地域の安全・安心は、移住・定住にも関わる話と考えております。行政は町民の安全・安心のために何をするべきか、何が求められているのかご検討をいただければと思います。つきましては、次期の総合計画策定に当たり、町民の安全・安心がさらに高まるよう、見守りのための防犯カメラの設置について提言申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、山口定夫君の一般質問を終了します。

この間に昼食を取っていただき、ここでしばらく休憩したいと思います。

午後1時から会議を再開します。よろしくお願いします。

（午前11時47分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。

通告に基づきまして質問させていただきます。

今回、私は、台風13号の豪雨災害の早急な復旧と減災防災対策について、あとお城まつりの関係について質問させていただきます。よろしくお願いします。

一番初めに、台風13号の豪雨による災害の早急な復旧と減災防災対策について質問させていただきます。

大多喜町では、台風13号の豪雨による大きな被害が発生しました。それにより激甚災害に指定され、今回の災害については、おかげさまで人的被害はありませんでしたが、住家、農地、農道、林道、用排水路、町道、私有地、山林や道路、宅地など、また、いすみ鉄道、遊歩道などに多大な被害が発生しました。その件についてお伺いしたいと思います。

まず、今回の災害については、一日も早く復旧させ、また、二度とこのような大災害を起こさせないため、減災防災対策については、町が行おうとしているあらゆる事業を優先して全力で取り組むべきだと思います。

これ冒頭、町長からも力強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。それを踏まえて、まだ言い足りなかったこともあるかと思います。いま一度、力強いお言葉をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきまして総務課からお答えさせていただきます。

先ほど議員さんもおっしゃったとおり、議会開会冒頭におきまして町長からもご報告いただきましたが、台風13号の暴風雨などによる災害につきましては、災害救助法の適用、激甚災害の指定を受け、国・県、関係機関のご指導、ご協力をいただきながらスピード感を持って復旧に向けた対応をさせていただいております。

町道など、公共土木施設の災害対応につきましては、県土整備部から職員の応援をいただきながら、前査定時には各課から応援職員を兼務要請し、査定に係る設計、資料の作成など、夜遅い時間まで取り組んでおるところでございます。また、農地等の災害復旧事業等につきましては、県の農林水産部耕地課及び夷隅農業事務所の職員の方、災害対応の経験のある町職員のOBの方、各課から応援職員を兼務要請し、査定にかかる期間が短い中、受験に係る設計等の申請資料の作成に夜遅い時間まで取り組んでいるところでございます。

このように、ライフライン関連施設等である公共土木施設、農地等の被災箇所の復旧に向けて、災害により被害を受けた住民の生活の安定と被災地の速やかな復旧復興など、国・県、関係機関のご指導、ご協力をいただきながら、職員一丸となって全力で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） ありがとうございます。

普通の業務がたくさんある中で、本当にこの大災害、緊急性を要する中、ふだんの業務をやりながらこういった対策をやるということは大変なことだと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、被害の状況について、せんだって9月の終わり頃に、大体の被害の状況の報告は受けました。それから、恐らく2か月ほどたって、被害の状況もおおむね把握できたんではなかろうかと思います。それが分かりましたら教えてください。それ集計中で、まだはっきりしない部分があるということであれば、それはそれなりに発言していただければ結構です。

それと、あわせて、いすみ鉄道、せんだって全員協議会でもいろいろありました。あれからまた何週間かたちましたので、今の状況、それとあと、養老溪谷遊歩道について、ホームページ等で見るとボランティア活動であったり、いろんな方々のご尽力、県とか町のいろんな関係機関とのあれで、一部、通行が可能になったということを知っています。今後の見通しと併せてお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、初めに、税務住民課から令和5年9月20日17時現在、最終の取りまとめの被害状況についてお答えさせていただきます。

まず、人的被害はありませんでした。次に、住家被害は、一部損壊が4棟、床上浸水が6棟、床下浸水が36棟、非住家被害は、倉庫、店舗、工場などで55棟、農地被害は172か所、農道、林道、用排水路などの被害は40か所、町道、県道、国道、河川、橋の被害及び崖崩れが222か所、水道施設の被害は2か所、最後に、文教施設、河川施設、鉄道施設の被害及び私有地等ののり面崩落等が187か所となりました。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課からは、いすみ鉄道の復旧状況につきましてお答えさせていただきます。

現在も大多喜駅から上総中野駅間でバス代行輸送を行っておるところですが、いすみ鉄道の被災状況及び復旧見通しにつきましては、被災箇所10か所に対しまして、現在、復旧工事を進めており、12月20日に完了予定でございます。また、運行再開につきましては、本日の

千葉日報のほうにも掲載されておりましたが、12月25日までに全線復旧を目指すということでございます。また、復旧工事に係る費用ですが、約1億5,000万円で、財源は国や県、夷隅郡市2市2町の補助金及びいすみ鉄道が加入する保険などでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光課からお答えさせていただきます。

初めに、遊歩道の被災状況についてですが、県管理の滝めぐり遊歩道については、栗又の滝へ通ずる下り口の下層部分が洗掘されており、河川沿いの歩道は陥没や下流の飛び石を含め遊歩道自体が一部消失している状況でございます。町管理の面白峡遊歩道につきましては、歩道が増水により洗掘、表面層の損傷、歩道沿いの樹木の根元が露出、流木が堆積している状況でございます。また、中瀬遊歩道については、飛び石の消失、歩道上へ増水による川砂、流木などが堆積している状況でございます。

次に、復旧についてですが、滝めぐり遊歩道の栗又の滝に通ずる下り口は、復旧工事を行いまして、11月22日に栗又の滝までの間において開通しております。また、下流の小沢又の飛び石も仮復旧でございますが、11月28日に開通しました。面白峡遊歩道と中瀬遊歩道は、11月16日に、地域の皆様方、町内の団体に被災復旧ボランティアを依頼しまして、30名のご協力により作業を行い、仮復旧ではございますが、中瀬遊歩道は弘文洞跡までの折り返し通行ができるようになりました。また、面白峡遊歩道についても仮復旧でございますが、11月28日に開通いたしました。

今後の見通しですが、面白峡遊歩道については、12月議会に本復旧の予算計上をさせていただきました。早期着工に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 皆様のご尽力によって早急に何か解決が図られそうだというような見通しを聞きまして、安心しました。

それで、あといろんなところでちょっと調べてみると、いすみ鉄道にしても、こういった河川にしても、危険な箇所はある程度把握できているんじゃないだろうかという認識でいます。そうしたらね、ここのところは非常に危険だと思うところも多分あると思うんですよ、いすみ鉄道にしても、遊歩道にしても。遊歩道なんか大雨が降ると、年に2回、3回、木が崩れてきて、倒れて、通行止めになるケースがほとんどだと思います。この際、復旧もそうです

けれども、計画的に、危険な箇所については5年計画、10年計画なりにして、事前に補強するなり、直すところがあれば、計画をつくってやれば大きな災害にならないんじゃないかと思えますけれども、そのような計画を立てて危険な箇所を修繕していくという見通しとかありますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 遊歩道の関連につきましては、日頃、観光協会のほうにも維持管理の部分で点検をお願いしております。そういった中で、こちらの職員も現地を定期的に見回りをしまして、危険箇所等は把握をしているところなんですけれども、今後、そういったことも考えながら安全対策に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） いすみ鉄道についてですが、災害に対する予防措置ということでの工事ということですよ。それに関しては、いすみ鉄道のほうでそういった場所の把握あるとか、どこまで把握して対応を考えているかというところを私のほうでちょっとまだ把握しておりませんので、そういった状況も確認しながら必要に応じて計画的にその辺は対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしく申し上げます。

いろいろ予算面とかね、いろいろな関係で、人員の問題とかいろいろあって大変だと思いますけれども、やはり少しずつそういったところを計画的に直していただければうれしいかなと思います。

次にいきます。

今回、災害の復旧とか、そういったことに関係して、千葉県及び国の職員も多数の方が、先ほど冒頭、総務課長さんのほうからもありましたように、非常に、日曜日、祭日問わず、夜遅くまで電気がついていて、本当に一生懸命やられていることについては、非常に感謝しているところでございます。

たしか令和元年のときには、県と市町村との何か対応があまりうまくいなくて、何か少し復旧が遅れたようなということも記憶しています。今回は、本当に迅速に県・国との関係がスムーズにいったということで、大変ありがたく思っています。

今回、このような体制を取ることができた要因というんですかね。それも含めて、県、国の職員の方との連携はうまくいっていると思いますけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今回、県・国の職員の方が支援してくれたことについてという形で答えさせていただきます。

令和元年房総半島台風による発災以降、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、災害の発生、または発生が見込まれる場合は、リエゾン情報連絡員として県の職員の方の派遣体制が整備されており、今回の台風13号の警報の発令後、速やかに本庁災害対策本部に派遣をいただいているところでございます。国からは、国土交通省職員のリエゾンの派遣をいただき、被害状況に応じたヘリコプターによる上空からの被災箇所の確認やドローンによる被災箇所の確認の手配など、迅速かつ的確な指導等を行っていただいたところでございます。

罹災証明等に係る被害調査などにつきましては、県の防災危機管理部から選出された住家等被害調査に熟知している職員の2名の方の速やかな派遣をいただき、遅延なく適切に被災者に罹災証明を交付できるよう、本町被害調査班税務住民課の職員と現場、災害場所に足を運んでいただき、丁寧な指導等も含めご協力をいただいたところでございます。

そして、先ほどもお話ししたとおり、公共土木施設、農地等の被災箇所の復旧に向けた査定に係る設計、資料の作成など、県土整備部、農林水産部の職員の方に現在も昼夜にわたってご指導、ご協力をいただいている状況でございます。

これらの応援協力につきましては、災害対策救助法第68条及び災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請によるものなどでございますが、本町の限られた人員の中で、また、土木設計業務に精通した職員が少ない中、本町の甚大な災害からの復旧復興のために手厚い応援、優先的な協力体制をしていただいていることに心より感謝している次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に大変ありがとうございます。

それで、私の聞くとところによると、県も災害は結構あったんですけども、県のほうから市町村をとにかく第一優先にやれというような、そういった指令が出ているように聞いています。本当にありがたいことです。県のほうもやっと市町村が少し落ち着いてから、何か動

き出しているような状況でありがたいと思います。

今後ともうまく連携を図って、一刻も早く復旧を成し遂げていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、9月8日の午前7時50分に、台風の影響で町内全域8,244人に避難指示が出されました。その内容についてお伺いします。

本当に短時間の豪雨だったんですね。ふだんなら台風なんかだとある程度時間が分かって、明日来るよ、あさって来るよと分かるので避難できるんだけれども、今回のように短時間で、本当に1時間ぐらいの間にこんな雨が降ると、避難したくてもできないというような状況であったかと思います。

それで、今回のこういった短時間に降った雨のとき、避難所に何人ぐらいの方が避難したのか、その状況を教えていただいて、そして、その避難所はいつ頃閉鎖されたのか、その辺をお聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、総務課のほうから避難指示等の内容ということで、避難指示の発令、解除等に係る内容を時系列にてご説明をさせていただきたいと思います。

9月8日6時38分に大雨警報が発令され、6時50分、災害対策本部を設置、災害対策本部会議後、7時38分、5か所の避難所の受入れ準備が完了した後、7時50分に町内全域に対して避難指示レベル4を発令してございます。その後、10時、11時の2時間に時間雨量60ミリ以上の雨が降り、久保川周辺の内水氾濫などのおそれがあることから、11時15分に緊急安全確保レベル5を久保、桜台、猿稻の3地区、226世帯452人へ発令してございます。その後、17時30分、緊急安全確保を解除し、翌9月9日5時6分に洪水警報が解除、9時40分に土砂災害警戒情報が解除されたことを受け、避難指示を解除し、10時47分をもって町内5か所の避難所を閉鎖してございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうから避難所の状況についてお答えさせていただきます。

9月8日午前7時38分に、町内5か所の避難所の開設が完了いたしました。避難所の状況は、雨量の多い時間帯、または河川水位の上昇に応じて避難者数が多くなり、雨量が少なくなるにつれて減少していました。最大避難者数は、老川基幹集落センターが9名、農村コミ

ユニティーセンター1名、保健センター26名、上瀑ふれあいセンター2名、全体では最大38名の避難者がありました。このような状況の中、保健センターへの避難者が多くなったため、追加で大多喜小学校体育館を避難所として開設しましたが、避難者はありませんでした。ほとんどの避難所で夕方には避難者は帰宅しましたが、農村コミュニティーセンターでは、道路の通行止めにより1名の方が帰宅できず、避難所で一夜を明かし、翌朝7時の帰宅となりました。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほどの山田さんの質問の中で、これからハード面はなかなかすぐは難しいので、本当に安全なところに避難する体制を整えていくことが非常に大事だよという答弁があったように記憶しています。

現在、急な大雨のとき、果たして安全・安心に避難できる体制になっているのかどうかということで、先ほどの人数は、例年の台風なんかのときに比べて避難者の数はどうだったのか。当然、安全・安心に避難してもらうのが一番ですけれども、この間みたいな1時間ぐらいの大雨のときにはなかなか難しいかと思います。その辺はどのように認識していращやいますか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） すみません、比較というのが手元に、ほかの避難者数が分からないんですけれども、私の感覚としては、やはりふだんの台風のときに比べると今回は多かったかと思います。特に保健センター、非常に多かったのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

引き続き、安全・安全な避難の方法についてはご努力いただければと思います。

続きまして、今回の特徴の一つに、居住する住宅地の裏山や宅地や私道ののり面など、民有地の災害が大変多かったように記憶しています。

それで、農地とか道路であれば、当然、県・国の補助金を使って直していただければ、地主の負担もあるんでしょうけれども、直していただけるんだけれども、民有地については、全て本人の負担で直さざるを得ないような状況、あとボランティアのお手伝いさんもあるで

しょうけれども、やっぱり現場に行くと、少しでも復旧をやるんだよという意識を育てるというんですか、何かそういったのを促進するために、何らかの施策が必要じゃないかと。

ちょっと調べてみると、中には基金を創設して、それは当然、ほかの補助金を受けているものは対象外ですけども、対象外のところで、ある程度大きな災害、当然、全額出すところなんか全然できませんので、ある程度、多少なりとも少し町のほうで10万円、20万円の世界かも分かりませんが、出すとか、新たな施策、基金だけじゃないですよ。もうちょっと何か新たな施策が必要ではないかと認識していますけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） それでは、ただいまの質問に建設課からお答えさせていただきます。

今回の災害におきましては、想定しない雨量の影響もございまして被害も多く、様々な問合せが建設課のほうにも入ってまいりました。その内容といたしましては、裏山が崩れたことにより排水路等が土砂に埋まり敷地に水がたまってしまった、また、同じく宅地に土砂が堆積してしまった、また、それに対して改善するための支援はないのかというようなものが多くありました。

現在、本町では、私有地における土砂撤去等に対する支援はございませんが、ほかの自治体においては、自然災害による土砂撤去等に関する補助金など、生活に支障を来す場合に被災者の負担を軽減し、早期に安定した生活再建を支援するための費用の一部を助成する事例もございます。

被災された方の全てを対象とする制度設計は難しいと考えておりますが、情報収集を行いながら、どのような支援ができるのか関係課で協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

本当にそういったお言葉を聞くと民有地が被災された方も大変心強く思うんじゃないかろうかと思っております。本当にありがとうございます。

続きまして、5番と関連しますけれども、今回、土砂災害警戒区域というのが指定されていると思います。また、今後もしばしば指定が増えていくということでございますけれども、そういった土砂警戒区域内の山林も数多くの被害を受けたと思います。公共用地及び私有地

を含めて、警戒区域の中にある山林がどの程度、今回、崩れたのか、また、警戒区域に指定された山であると条件が合えば国・県の事業である急傾斜地崩壊対策工事などの対策も、当然、これは条件が整えばの話でしょうけれども、こういった対策も取れると思います。

これは、町民のほうに言わせると、町民もよく分からなくて、どうしたらいいか分からないということもありますので、町のほうがよく説明してやって、こういった対策を計画的に行うことが大切ではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 最初に被害状況、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○税務住民課長（西川栄一君） 税務住民課から土砂災害警戒区域内の被害状況についてお答えしたいと思います。

土砂災害警戒区域内での、先ほど山林が崩れたとかという話だったんですけれども、崖崩れ等の被害ということでお答えさせていただきたいと思いますが、その被害は23か所で、地区別では老川地区が9か所、西畑地区6か所、総元地区2か所、大多喜地区4か所、上瀑地区2か所となっています。また、公共用地、私有地等というお話もありましたので、そのうち公共用地が5か所、私有地が18か所というふうになっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） それでは、建設課のほうからは、急傾斜地の崩壊対策工事というお話がありましたので、その件で回答させていただきます。

急傾斜地崩壊対策工事につきましては、これまでも一般質問でお答えさせていただいてるところでございますけれども、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対しまして、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命、財産を保護するため急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難、または不適當な場合に県が所有者等に代わり対策工事を行うものでございます。

この事業を実施するには、事業の仕組みの周知が重要であるというふうに考えております。今後、また町のホームページや広報おたきへの掲載のほか、急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合の行為の制限、あと、崩壊を防止するために必要な工事内容及び費用、受益者負担金など、要望いただいた地域には必要に応じて説明会を開催し、実施主体であります県に対しまして、地域の関係者の皆様が事業の実施等に同意いただける状況でありましたら早め

に相談させていただき、連携を図ってまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

町民の方は、どうしていいか分からないというところが多いので、よく十分説明してあげて、できるだけ前に進んでいただければと思います。

それで、これは千葉県下54市町村のうち45市町村でもう既に実施しています。夷隅郡、長生郡、安房郡、山武郡は、ほとんどこの事業を何らかの形で進めています。特に、行っていないのは浦安とか、本当に山がないところはやっていませんけれども、それで、これは私有地だけじゃなくて、公共用地、公共施設が一番の対象になります。公共施設とか公共用地ですと、条件が合えば90パーセント、国・県が補助をしていただけると。それで、この事業は県の事業なので、役場の方々、住民の方々は、それに伴う金銭を支払えば、全て事業は設計から工事から千葉県で行ってくれますので、これをやるためにまた職員の方が大変忙しくなるとか、いろんな人を増やさなきゃいけないということはありませんので、ぜひ行ってもらいたいと思います。

それと、今回、補正予算の中にも入っていましたのり面の修繕工事ですかね、あれが2,500万円計上されていました。それが、財源はと見ると、多分、一般財源、単費ではなかろうかと思います。これも、当然、崩れたところですから早急にやってもらわなくちゃいけないんですけれども、ある程度、公共用地を優先して、危険な公共用地があるとすれば計画的にやっていただいて、もし急傾斜防災工事に適用すれば、公共用地の場合には85パーセントから90パーセント補助してくれるわけですから、多分、危険な公共用地等も把握されていると思いますから、そういったところについては優先的に進めるべきだと思います。町の財源ももし2,500万円だとそこが認められれば、僅か1割ぐらい程度で工事が行えるわけですから、その辺を早急に見直して、まず公共用地でどういったところが危険なのか、多分把握していると思いますけれども、公共用地の中で危険な箇所、ほかにもあると思いますけれども、その辺は把握されていますか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまお話のありました急傾斜地の崩壊危険の防止工事なんですけれども、その工事を実施するには基準も当然ございますし、急傾斜地の崩壊危険区域のほうにも指定をいただかないといけないという状況があります。

大多喜町の公共施設の中でどこの部分が対象になるのか、その辺も十分現地も確認いただいて、県とも協議を終わった後に、もしそういう事業を進められるようであれば、財源的にも補助事業と交付金等を受けられる事業になりますので、県と連携をしてまいればよろしいかなと思っております。当然、土砂の区域に入っているような場所を中心に、そういった場所を探していけるのではないかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしく願いいたします。

続きまして、減災防災対策として、大多喜町国土強靱化地域計画というのが大多喜町で作成されています。調べると、地域防災計画は、主に災害が起きてからどのように対処するんだというような計画が主だというふうに伺っています。対して、大多喜町国土強靱化計画は災害を未然に防ぐ、災害が起きても最小限にその災害を収めるためにいろいろな面で対策を練っていこうという計画であると聞いています。

令和3年3月に作成された大多喜町国土強靱化地域計画については、令和元年に発生した台風により本町が大きな被害を受けたことを教訓に、今すぐ発生し得る自然災害に備えて、早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるために作成したものであり、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない迅速な復旧復興が可能な大多喜町をつくり上げるために作成されたものであると認識しています。

その件について、お伺いします。

まず、減災防災対策、先ほど言ったように、住民の避難とかの関係で自主防災組織の役割は非常に大きいと思っています。今回、国土強靱化計画の中に示されているもので、今回の災害の、特にこれが記載されているものについて、絞って質問させていただいています。

非常に大切なものであるというふうに認識しています。

ただ、多くの、まだ自治会で結成されていない部分も多い。結成されているところも本当に一生懸命やっているところもあると思いますけれども、結成したけれども十分な機能を果たしていないというところもあるように聞いています。

それで、その中でよくある意見が、初年度はある程度器具をそろえるのに補助金が出るけれども、3年、4年たって、防災のいろんな器具とか施設も大変いいものがどんどんできています。その当時は必要でなかったけれども、今度こういったのがあると自治会組織としても非常に助かるということがあるということを聞いています。その場合には補助金が出ない

んだよと、全て自治会で負担しなくちゃいけないんだというようなことを聞いています。

結成された後の助成金などについても配慮してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして総務課からお答えさせていただきます。

根本議員のおっしゃるとおり、大多喜町国土強靱化地域計画の第3章の強靱化の推進方針中、大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化といたしまして、自主防災組織の充実強化等について示されているところでございます。ここで示されているとおり、災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、住民の自主的な防災意識の高揚などの強化を図る必要がございます。

このようなことから、現在のところ、自主防災組織が結成された後の物資などの支給に係る助成はございませんが、自主防災組織の役員の方や地域の住民の参加をいただきながら、避難所開設に係るシミュレーションを行い、感染症対策、テント、段ボールベッドの設置や災害用のトイレの設置など、職員と一緒に避難所開設訓練を実施しているところでございます。また、本年度、船子区自主防災会や大多喜地区の消防団、区長会の要請を受け、自主的な防災意識の高揚に資するための図上訓練等の支援を行うため、首都圏防災士連絡会へ派遣依頼の手続や訓練当日のお手伝いを行っており、今後もより実践的なソフト面での支援を行い、協働しながら防災対策の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今のソフト面の援助は重々分かりました。しかし、やっぱり自治会、防災組織の方々にとって、新しい防災の何かハード面が必要だということは認識しているんですね。それも含めて、今後、検討していただければ助かります。よろしくお願いします。

続きまして、2番の水害の関係です。

これも先ほど山田議員さんのほうから詳しい内容についてはご説明がありましたので、詳しい内容については省略させていただきます。

ただ、その中で、根気よく要望するんだというような答弁がありました。

これは要望を始めて何年ぐらいになるんですかね。恐らく相当の年数がたっているんじゃないかなと思います。要望して結果が出ているかというと、あんまり芳しくないんじゃないかな

いかと思われます。

今後は、少し要望のやり方を検討するというんですかね。今、役場だけでやっているのかどうか分かりませんが、地域住民を巻き込んだ要望活動等を行って、役場と地域住民が一体となって要望活動を行うとか、新しい取組が必要でないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、当然のように、あらゆる機会、あらゆる関係者のご協力をいただきながら、夷隅川の河川整備計画の策定も含めて、あらゆる機関の協力をいただきながら要望してまいる、また、訴えかけていくというのは大切だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） やはりそういった浸水の危険性のある住民の方が、大きな不安を抱えて過ごしているということも事実です。特に、ある一定の年齢になるとなかなか自分でも避難もできないし、またいろんな方々を避難させなくちゃいけないとか、自分の家だけに構ってられないというようなことも多数ありますので、ぜひ安心・安全で暮らせるような形で、少しでも前に進んでいただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、この強靱化計画の中に書かれています行政機関等の職員、施設等の被害による機能の大幅な低減を回避するため対策を練るとされています。水害や崖崩れ等により被災するおそれのある公共施設など、現在ありますか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 風水害による浸水想定地域にある指定避難所は3か所で、旧上瀑小学校、みつば保育園、旧特別養護老人ホームでございます。こちらが町の施設という形になります。また、指定避難場所が1か所で、旧老人福祉センターとなり、浸水想定地域にある施設は、合わせて4か所となります。次に、土砂災害警戒区域にある指定避難所は5か所で、旧老川小学校、つぐみの森保育園、中央公民館、海洋センター、大多喜高校でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の答弁の中で、危険だと思われる公共施設は多数あるような感じを

受けています。

これも1回には何ともできないでしょうけれども、やっぱり計画的に、1年に1件でも2件でも解決するように、5年計画、10年計画立てて少しずつ解決していかなければならないと思いますけれども、その辺の計画とかはあるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 各施設の管理において、浸水対策、土砂災害に係る対策というものに対して、施設的な計画、それに対応する計画というものはないと思われます。

ただ、いざ災害が起きたときという形の避難対策とかというところはあると思われます。

また、私のほうからご説明させていただいた避難箇所、公共施設のことを言いましたが、それぞれ災害に応じて使えるところ、使えないというところも公にさせていただいているところではございます。その災害の規模等に応じた形で対応を図らせていただきたいという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当にね、大変だと思います。

先ほど言いましたように、私はまだ十分勉強不足で、それができるかどうかはつきり分かりませんが、さっき言った急傾斜地崩壊対策、これは、先ほど何かつぐみの森保育園も少し危険な状態にあるとかというようなことをお伺いしましたので、ああいったところは第一優先に、県のほうも、あそこは10件とか、そういったノルマはありませんので、そういったところも含めて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、国土強靱化計画の中に、社会福祉施設の指定を一層促進し災害時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図るとの記載があるが、どのような支援体制を考えているのか。また、現在、福祉避難所は何か所あるのか。

新しくできた田丁地先の民間の特別養護老人ホームは、今回の大雨により一両日中、周囲が池の状態になり一時的に孤立しました。どのように考えるのか。また、民間の福祉施設もこの強靱化計画の中の社会福祉施設として考えていいのか。

周りが池になったということは地域の多くの住民も全部知っています。それで、いろんな方に聞いても今度、大多喜町の特養が閉鎖されたので、近い将来、私が何かのときにあそこに行かなくちゃいけない事態もあると。そうすると、こういった状況では不安であると。それと同時に、いざ災害があったときに自宅では不安なので、そういった施設に預けておいた

ほうが安心だよというようなことで、ああいった施設に預けるといふ方もいらっしゃいました。

そういったことで、民間の福祉施設も含めて、公共も含めて、安心・安全に維持管理、入居者の安全が図れるような対策が必要ではないかと思っておりますけれども、どのように考えますか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 初めに、福祉避難所の個数でございますが、事業廃止をしております旧大多喜町特別養護老人ホーム、協定により社会福祉法人信和会風鈴花の2か所でございます。

社会福祉施設の災害時の支援体制ということでございますが、自治体の運営施設、民間の運営施設を問わず、社会福祉施設等は、災害発生時に様々な配慮を必要とする方が利用しており、施設管理者は、利用者の安全を確保するために、災害による未然防止や発災時における迅速かつ的確な対応が求められ、災害対応マニュアルも独自に整備されているものと思われるところでございます。

本町といたしましても福祉避難所の施設数は必ずしも充足されているわけではなく、新たな福祉避難所としての機能を有する社会福祉施設との相互の協力体制、応援に係る協定の締結などはとても必要なことですので、災害への的確な対応等を行うためにも施設側と相互の意見交換や連絡などを密にして、情報共有を図ることなどはとても必要なことであると考えております。

そして、田丁地先の特養施設の孤立に係るソフト面での支援等につきましては、本町の防災関係機関等が所掌する業務の対応により、それぞれの協力をいただきながら必要な対応を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） いろんなことがあって大変だと思いますけれども、よろしくお願い致します。

続きまして、今回の被災で、周辺インフラの被災によって機能不全が発生するおそれがある道路とか、あと洪水・土砂災害対策を着実に推進するとの記載があります。特に、今回だけではなく、老川地区、西畑地区に道路災害なり、崖崩れなどが集中している状況がもうずっと続いています。この辺はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 道路災害への対策といたしまして、建設課からお答えさせていただきます。

現地の状況や各種要望などを考慮いたしまして、計画的に改良工事等を進めているところでございます。具体的には、大多喜町総合計画を基本として、道路整備計画、過疎計画などと併せて、長期事業計画によりまして道路、排水設備の防災対策を図っていきたいというふうに考えます。

老川・西畑地区の道路災害についてでございますが、今回の災害状況を見ましても数が多いというのが分かります。山間部は迂回できない場所も多いことから、今後も早期復旧に向けた体制づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 特に、本当に山間部の方々、この辺、こっちのほうだと右には行かない、左は行けるんだけど、向こうはもう一本崩れちゃうともう本当に行く道がないという状況の箇所が多いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、今回、農業用水というんですかね、排水路もかなりの数、被害がありました。耕作を放棄する大きな原因の一つに、農業用水利、排水施設が老朽化なり壊れたなり、大きな災害でもうとても使えないよとなると耕作放棄地が増えるという傾向が顕著であると思います。この辺はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして農林課からお答えさせていただきます。

現在、大多喜町では、14団体において多面的機能支払交付金、5団体において中山間地域等直接支払交付金を活用していただいております、この交付金により、農地、農道、用排水路などの維持管理や軽微な補修を実施していただいております。

特に、多面的機能支払交付金を活用されている14団体のうち13団体については、施設の長寿命化のための活動を実施しており、老朽化した農業用施設の補修や更新を計画的に実施していただいております。

参考までに、令和4年度の実績としまして、水路の補修が3団体で270m、水路の更新が6団体で430m、道路の補修が2団体で610m、道路の更新が3団体で610m実施されており

ます。徐々にではありますが、老朽化した農業用施設の補修や更新が実施されております。

また、防災重点農業用ため池のうち防災工事などが必要とされるため池につきましては、今後、改修などが予定されているところでございます。そのほかに、複数の受益者が利用する農業用施設を受益者が補修や更新を行う場合は、必要となる資材の８割を町が支給する資材支給も実施しております。

農業用水利施設の老朽化が耕作を放棄する要因の一つになり得ると考えますので、今後も農業用施設の補修や更新の支援を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ５番根本年生君。

○５番（根本年生君） 本当に大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

それで、時間の関係で、７番、８番は答弁は結構です。

無電柱化が、いすみ市、勝浦市、御宿町では進んでいます。大多喜町もぜひこれについて進めていただきたいと思います。特に国道297沿いは幹線道路なので、すみません、よろしくお願いします。

続きまして、治山施設、これも進めていっていると思いますけれども、治山施設についても本当に進めていただければと思います。

次に、災害に強いまちづくりを行う必要があると思います。具体的にどのように考えるのか、７番、８番も併せて答弁していただいても結構です。災害に強いまちづくりでまとめてやってください。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 私からの回答でまとめることができるかどうかはわかりませんが、災害に強いまちづくりを行う必要という観点からお答えはさせていただきます。

本町に限らず、日本はもともと台風や地震などの災害が多い国で、今までにない大きな災害が増えてきているところでございます。このような中ではございますが、国・県、関係機関の協力をいただきながら、また町民の皆様のご理解をいただきながら地域計画に示されているリスクシナリオを踏まえ、緊急度等も考慮しながら必要な対応を図り、災害に強いまちづくりを推進したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ５番根本年生君。

○５番（根本年生君） 様々な事柄が該当してくると思います。ぜひとも計画的に強いまちづ

くりを進めていただければと思います。

続きまして、お城まつりの開催について、1番、2番、3番とあります。まとめて答弁していただければと思います。すみません、時間がないので。

お城まつりが盛大に行われました。本当に多くの方々が来ていただいて、本当にうれしく思います。その件についてお聞きします。

1番として、お城まつりを行うには実施要項なりがあると思います。それはいつ頃作成され、どのような内容なのか、どのような目的でお城まつりが行われているのか教えてください。

あと、10月8日、本祭がB & G野球場で行われました。本当に当日、野球場のほうは多くの人でした。しかし、その反面、町なかのほうは本当に人通りが少なく、それに合わせてお祭りを開催した地区もあります。そういったところは、一生懸命、区の役員さんとかが準備しているいろんなことをやっても人がいないんです。朝のうちはいるけれども、もう昼頃になっちゃうとほとんど皆さん野球場のほうへ行って、昼飯食べるのは僅か、夜皆さんで花納めするのは僅かで、区長さんたち、一生懸命、役員の方々が準備してもみんな区民が野球場のほうに行っちゃうんですね。その辺で何とかならないのかというような声を聞いています。多くの自治会もお城まつりがあるので、そのときに合わせてやれば大いに盛り上がるんじゃないかということで、日にちを合わせてやっているんですけども、なかなかそれがうまくいっていない状況で、この辺は何とかならないのかということです。

それと、お城まつりの開催時期について、9月、10月とかにやっていますけれども、これを見直して、春、桜とか菜の花の時期とかに行うことが可能なのか、まるきり駄目なのか、検討しているのか、それも併せてお答えください。お願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光課からお城まつりの関係についてお答えさせていただきます。

まず、お城まつりの要項等につきましては、昭和41年5月、県史跡の上総大多喜城本丸跡として指定され、昭和50年9月、大多喜城が建設されたことを記念して第1回のお城まつりが開催されております。その中で、平成26年4月に行政主導で行っていた運営を民間主導にして実行委員会制の運営で実施しておるところでございます。

ご質問の実施要項につきましては、平成26年4月に大多喜城のお城まつりの実行委員会の規約が制定されて、このときに同規約の第2条、大多喜お城まつりを新しい大多喜町の創造

と活気あるまちづくりの形成をするため存続、発展させ、同時に失われつつある住民の連帯感を醸成することを目的として、そのほかの内容については、名称、目的、事業内容、委員構成、業務分担などを定めております。

また、大多喜お城まつりを盛り上げるような必要性につきましては、前夜祭については城下町、本祭については大多喜城、それぞれの特性を生かすために実施しております。これも町全体が盛り上がるようなお祭りとして、実行委員会と一緒に考えて目指して開催したものでございますので、そういう意味では、町全体で盛り上がったお城まつりだと考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長、もう時間来ちゃったので、すみませんが終わりにしてください。途中で申し訳ないですが。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 分かりました。本当に時間が過ぎてしまってすみませんでした。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

なお、2 時10分から会議を再開します。よろしくお願いします。

（午後 2 時 0 1 分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 1 0 分）

---

#### ◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、8 番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） 8 番渡辺八寿雄です。

12月会議におきまして、一般質問をさせていただく機会をいただきました。感謝をいたします。

私は12月会議におきまして、地域コミュニティーの充実に関わる町の支援についてを大きなテーマに、3 項目にわたりまして質問をさせていただきます。

少子高齢化等に起因する人口減少、これは過疎に悩む自治体にとっては最重要課題であり、

各自治体は人口増対策に懸命に取り組んでおります。

合併政策につきましての大きな施策の一つではありますが、さきに本町議会が視察で伺った山梨県早川町では、人口が896人、11期を迎えた町長さんは、言わば合併反対論者のようでありすけれども、このような小規模な人口の町でありながらも自治体運営に意欲を燃やしておられました。

自治体運営には、地域の活性化と相まって、地域コミュニティの充実が必要であると考えておまして、そのことによりまして公助すべき部分、これを共助により行って、町の財政支出、または職員の過重負担を補えるのではないかと考えます。また、意外性を持った活性化対策についても耳を傾け、採用を検討する必要もあるのではなかろうかと考えております。このようなことから、以下の点について町の考えをお伺いしたいと思います。

1点目は、大学院生による地域活性化事業計画案の採用検討についてであります。

今年度、ある大学ビジネススクールの大学院生による夷隅地域活性化のための独自研究による事業プランが発表されました。移住促進や移住者の定着、そして交流人口の増加を図る観光拠点づくりをテーマに22プランが考案され、そのうち6プランについて研究テーマの発表があったと伺っております。

発表されたプランについて、町の将来を見据え、採用が考えられる内容のものがあれば検討してみてもどうかと思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 渡辺議員のご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

初めに、ご質問にある大学院の学生による22のプランが考案されたということですが、中央公民館で9月2日に開催された内容については、そのうちの6プランで大多喜町に関するプランについては3プランであり、この3プランに関連した答弁をさせていただきます。

プランは、全て基本的に地域の現状の把握、それから分析、課題の抽出、課題を踏まえた事業計画を策定しており、大多喜町のよさを知り移住・定住につなげる、飲食店を疑似体験として移住・定住につなげる、アート作品を使ったまちづくりなど、チームごとの特徴を生かして、架空の民間企業でございますが、様々な機関と連携するビジネスプランの発表でございました。

商工観光課といたしましては、町の最上位計画でございます大多喜町総合計画に基づき事業を実施しておりますけれども、本町が発祥である天然ガスを活用した作品のブランディン

グ化やアーティストの誘致など、着眼点においてすばらしいプランもございましたので、企業誘致への参考や大多喜らしさのPR、観光資源の活用、交流人口、移住・定住者の増加、雇用の創出等につながる事業への参考にしたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。

今、大多喜ガスさんのお話が出ましたが、今朝の新聞でしたかしら、民間との協力、活動協定ですかね、記事に出られておりました。全く本町と無縁じゃない優良企業との、そういう連結協定も大事じゃないかと思えますし、また、町の活性改善策につきましては、なかなか独自のプラン、これの制度設計を立てることは難しい部分もあるのではないかと思います。このような大学院生のお考えになった活性化プラン、採用できるものにつきましては、真剣に検討されてはどうかと思っております。

また、これは余談になりますけれども、鴨川市さんでは、政策アドバイザーを委嘱しているようであります。市の魅力アップ、知名度の向上を図る狙いから、専門的な見地から助言を仰ぐという意味で委嘱しているようであります。これは余談であります。

続きまして、第2点目でありますけれども、地域コミュニティの充実に関わりまして、補助金交付の柔軟な対応についてお伺いしたいと思います。

町では、令和5年4月1日から適用とする大多喜町町道等維持補修事業補助金交付要綱を創設しました。この要綱は、自治会が行う町道及び普通河川の整備、または補修に要する労務、材料、その他の費用等を町が支援することによりまして町道等の整備を行い、もって町民協働の精神を高揚し地域活力の増進を図るための補助金であります。この補助金の対象となる事業につきましては、町道の小規模な整備、普通河川の小規模な整備、そして、その他町長が認めるものと3点ほど列挙されております。

この補助金を活用して、実は私の地元でも町道の碎石敷設工事を実施しましたが、多くの区民の参加によりまして町道に碎石を敷設することができ、しかもコミュニティの充実に也大いに役立ったと自負しております。この補助金は、地域コミュニティの醸成に大きな意味を持つ補助金制度であり、大いに歓迎をするものであります。

お聞きする中では、建設課さんに寄せられている各区からの要望事項は150項目を超えている模様でありまして、これを満たすには数十年を要するということであります。こうしている間にも要望事項は様々な形で出されてくると思います。各区でできる作業はこの補助金

を活用していただき、少しでも町の要望事項を減ずることも必要ではないかと思っていますところであります。

そこで、お伺いしたいのは、町道に越境した樹木の枝等の伐採であります。なかなか民法上の定めがあり、今までの議会におきましても所有者の了解が必要との回答をいろいろいただいているところでもありますけれども、若干、改正民法の適用が多少緩くなったように、詳しく分かりませんが、そのような感じを受けておりますけれども、所有者の了解が得られ伐採ができる状態になったときに、この補助金を活用して道路環境整備を区において行うことができないか、この点について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） それでは、渡辺議員のただいまのご質問に建設課からお答えさせていただきます。

町道等に関する課題に対しまして地域からの要望も多く、町では対応できない状況も増えていることから、先ほど議員のおっしゃいました、本年4月から協働による取組の一つとして、自治会等が行う町道等の整備、または補修に要する費用等を町が支援する補助制度を始めております。本補助金の対象とする整備等は、自治会と町が協働により実施することができる町道や普通河川の小規模な整備及び補修となっております。

ご質問にあります町道にはみ出した雑木等の枝の伐採作業でございますが、町道等の維持管理として町が実施しなければならない伐採作業を自治会で実施していただけるようであれば、補助事業の対象としてよいのではと考えております。

ただし、町が実施しなければいけない伐採作業とは、町有地である道路部分でのり面等から伸びている竹木等の伐採ということになります。

本年4月1日に改正民法が施行されておりますけれども、私有地から車道や歩道に影響している竹木の伐採については、竹木の所有者に伐採いただくことが原則となっております。それは、以前と変わりありません。

補助事業の実施の際にも伐採箇所によっては、土地所有者や境界など、様々な状況がございますので、現状を確認して、また作業内容等も含めて相談させていただきたいというふうに思っております。

なお、補助事業以外でも集落内の町道において、区長さんからの要望を受け、自治会で竹木の所有者の方と協議いただいて、町との協働による伐採作業もこれまでも実施しておりますので、そのことについても今後も併せてお問合せいただければというふうに考えております。

す。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。多少、柔軟な運用の適用も考えられるということでありまして、安心したところであります。ありがとうございました。

次に、3点目に入らせていただきます。高齢化社会に向けた孤立化対策についてお伺いしたいと思います。

千葉県では、2025年に4世帯に1世帯が高齢者独居か、または高齢者夫婦のみの世帯になると予測しております。

これは今年9月県議会において、自民党の議員が高齢者対策について一般質問した際の県の部長の答弁であります。

一方、国におきましては、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されるようでありますけれども、これは、自治体や支援に取り組むNPOへ交付する孤独・孤立対策推進交付金として、およそ4億円を新年度に予算要求するとされ、孤立対策の実態全国調査を実施することとしておるようであります。

本町におきましては、地区社協において、独居老人の見守りや配食サービス、また日赤奉仕団等によります家庭訪問など、孤立化対策としての慰問・訪問事業を行っているところであります。

孤立化対策は、本来、町の事務事業であるとは存じますが、社会福祉協議会が業務を担っております。地域コミュニティの充実に大事な大切な業務を行っておりますが、町としてもこれら活動されている団体に対して事業の継続推奨を願うべく、敬意を表すことも必要ではないかと思えます。

SSK事業、これは、「しない、させない、孤立化！」を表す事業名であります。千葉県では、表彰規定を設けまして取り組んでいる団体を表彰しており、本町においても表彰された団体もございます。

地域コミュニティの一翼を担うこれら団体に対しまして、いまして町の支援を寄せられないかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 渡辺議員の言われるとおり、地区社協の活動は、孤立化防止はもちろんのこと、介護予防や健康維持など、高齢者施策にとって非常に大きな役割を担っ

ていただいているところでございます。

その地区社協の事業費支援についてということでございますけれども、ご存じのとおり、社会福祉協議会の活動に対しては、令和４年度決算において町から1,887万円の補助金を支出しています。この中から、地区社協に対しても活動費として補助金が支出されていることを考えますと、既に事業費の面においては、間接的ではあるものの支援しているため、別途、直接補助金等を支出する予定はございませんことにご理解いただきたいと存じます。

○議長（渡邊泰宣君） ８番渡辺八寿雄君。

○８番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

補助金的な部分につきましてはよく分かりましたけれども、補助金を除くソフトの部分におきまして、例えば、配食サービスにおきましては、栄養学的な面での指導でありましたり、あるいは健康指導等の側面も専門家の知識を得て実際に携わっておられるボランティアの皆様方にご指導いただくとか、そういう面もあろうかと思いますので、今後ご検討をお願い申し上げます。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎報告第１５号及び報告第１６号の一括上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第３、報告第15号 専決処分の報告について及び日程第４、報告第16号 専決処分の報告についてを一括議題とします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

報告第15号 専決処分の報告について及び報告第16号 専決処分の報告についてを一括議題とします。

本件について報告を願います。

財政課主幹。

○財政課主幹（木島丈佳君） それでは、議案つづりの１ページをお開きください。

報告第15号及び３ページの報告第16号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

報告第15号及び報告第16号は、いずれも令和5年6月23日に事業を廃止した大多喜町特別養護老人ホームにおいて使用していた2件のシステム機器のリース契約の解除による残存価格の損害賠償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、システム機器の賃貸借契約書で定めるリース契約期間中に契約を解除する場合に、これにより生ずる損害、残存期間のリース料相当になりますが、こちらを賠償するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり旧大多喜町特別養護老人ホームで使用していた機器リース契約の解除による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1、リコーリース株式会社千葉支店、支店長、貞末有爾。

2、事件の概要、令和5年6月23日をもって大多喜町特別養護老人ホーム事業の廃止したことに伴い、入所者給食栄養管理に関する機器リース契約を解除する必要があるため、当該残存契約期間令和7年3月31日までの残存額を支払うものである。

3、損害賠償額、47万5,200円。

続きまして、議案つづり4ページをお開きください。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり旧大多喜町特別養護老人ホームで使用していた機器リース契約の解除による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県千葉市中央区都町2-19-3、株式会社千葉測器、代表取締役、中村卓見。

2、事件の概要、令和5年6月23日をもって大多喜町特別養護老人ホーム事業の廃止したことに伴い、企業会計に関する機器リース契約を解除する必要があるため、当該残存契約期間令和6年6月30日までの残存額を支払うものである。

3、損害賠償額、86万3,136円。

以上で、損害賠償の額を定めることについて、専決処分のご報告を終わらせていただきます。

す。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第15号 専決処分の報告について及び報告第16号 専決処分の報告についてを終わります。

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、議案書の5ページをお願いしたいと思います。

諮問第2号について、提案理由を述べさせていただきます。

人権擁護委員のうち、磯野幸子委員が令和6年3月31日をもって任期を満了し、退任されますことから、後任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所が大多喜町黒原152番地の1、氏名、磯野里佳氏、生年月日、昭和41年6月15日生まれ、現在、57歳でございます。

磯野里佳氏は、平成元年3月に大学を卒業後、同年4月から教諭となり、長年にわたり公立学校や千葉県教育委員会に勤務されました。現在は、大多喜町放課後児童支援員として勤務をいただいております。温厚で人望も厚く人権擁護に理解がある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者として認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、諮問第2号は被推薦人を適任者として認めることに決定しました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

千葉県では、青少年相談員制度発足当時から特別職の非常勤公務員として位置づけてきた青少年相談員の身分につきまして、令和5年10月1日から地方公務員法に規定する特別職の非常勤公務員に該当せず、私人として取り扱うように見直しが行われました。青少年相談員につきましては、千葉県青少年相談員設置要綱により市町村も併せて委嘱することとされていることから、町でも県と同じ取扱いとするため、今回、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表青少年相談員の項を削る。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

なお、この条例改正によりまして青少年相談員の報酬としての支払い根拠がなくなることから、令和5年4月から令和5年9月分までは報酬として支払い、令和5年10月分以降につきましては、今回の補正予算で組替えを行い、報償費で支払うこととし対応するものでござ

います。

以上で、議案第63号の提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第64号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） それでは、議案第64号についてご説明いたします。

議案つづり9ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本町のスポーツ施設は、町民の生涯スポーツ振興やレクレーションを通して、町民の福祉の増進及び青少年の健全育成を図ることを目的とした施設です。現在、町では、多様化する住民ニーズに対し、民間の多様な活力や柔軟な発想を活用し、より効果的・効率的な運営に

より住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、商い資料館等において指定管理者制度を導入しています。今回、スポーツ施設においても指定管理者制度を導入し、民間の多様な活力や柔軟な発想を生かし、これまで以上に生涯スポーツ等の振興を図れるように条例改正を行うものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、本文の朗読は一部割愛させていただきます、要点のみの説明とさせていただきますのでご了承ください。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

第12条は、指定管理者の規定を加えるもので、第2条第1項は、スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることができることを規定したものです。第2項は、指定管理者に管理を行わせる業務を規定したものです。第3項は、スポーツ施設の管理に当たっては関係法令を遵守することを規定したものです。第4項につきましては、教育委員会を指定管理者へ読み替える規定となります。

第13条は、利用料金について定め、第13条第1項は、指定管理者が管理するスポーツ施設を利用した場合において使用者は指定管理者に対して使用料金を支払うことを規定したものです。第2項は、利用料金を指定管理者の収入とするものです。第3項は、指定管理者が管理するスポーツ施設の使用料金の額の定め方を規定したものです。第4項は、使用者が利用料金を支払う時期について定めたものです。第5項は、指定管理者は利用料金を減額または免除できることを規定したものであります。第6項は、指定管理者に納められた利用料金の還付について規定したものです。

次に、附則になりますが、施行期日については公布の日から施行することを規定したものです。第2項につきましては、指定管理者の指定期間が始まる前日までに教育委員会に対してなされた申請、その他の行為について、改正後の条例の規定により指定管理者に対してなされたものとみなす経過措置を設けたものです。

以上で、議案第64号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今、指定管理者制度の説明がございましたけれども、この目的は自治体の公の施設の維持管理に係るコストを削減したり、幅広く民間業者のノウハウを活用して利用者のサービスの向上を目的にしているということでございます。

その点について、指定管理者に関する地方自治法の規定は、全体的に見て非常に簡潔であると聞いております。公の設置条例もそれほど条文は多くないということでございます。そのため、おのずと設置自治体と指定管理者の間で締結される個別の協定が非常に重要になってくると思います。指定管理料や指定管理者が徴収する使用料のほか、詳細な規制がなされることと思います。また、指定管理者に出したため使用料とか、そういうものが今まで以上に上がるということは避けてもらいたい。それと、最後には指定管理者が施設をきちんと管理しているかどうか月に1回程度、定期的に監視してもらいたい、この3点でございます。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 野村議員言われるとおり、指定管理につきましては、業者が決まった場合においては議会の議決が必要となってきます。それで、やはり指定管理にするということは、住民サービスの向上ももちろんですし、逆に、指定管理になったから対応が悪かったりだとか、サービスが低下したとか、そういうのは絶対あってはいけないことだと思いますので、その辺は、協定を結ぶ際には十分注意して対応していきたいと思います。以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今の野村議員さんの質問の中に含まれてしまっているのかなというふうに思ったりもしたんですけれども、この条例改正によりまして、まずスポーツ施設の利用の許可等を指定管理者が行うような形になるということでございますが、民間の多様な活力を生かしていくということでございましたけれども、一方で、町民の皆さんにとってこの施設はとても整備され、本当に低価格で使わせていただくとても大切な施設だと思っております。

町民の皆さんの使用に支障を来さないような形というのがとても大事だと思うんですが、その辺はどのような形で今後、担保されていくのか。どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いできればと思います。もしかすると今の野村議員さんの質問に入ってきている部分もあるのかもしれないけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） スポーツ施設の利用につきましては、町民の方、あるいは町外の方にも利用していただいているところでありますけれども、指定管理となった場合でも、施設の利用に支障がないように、先ほど野村議員さんのところでも答弁させていただきましたが、指定管理になったからサービスの低下があったり、そういったことは絶対ないようにしていきたいと思いますので、指定管理者と協定を結ぶ際に十分考慮していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） すみません、さっき B & G の体育館とか、いろいろな団体が、各種団体が使っていると思いますけれども、その各種団体の方々とは、ある程度、意見聴取とか相談とか話合いとか行われたんでしょうか。利用されている方々が何も知らないうちにこのような条例が通っていつの間にか指定管理になって、何か非常に困惑したとか、やっぱり使われている方々との話合いが必要だと思いますけれども、その辺は事前に情報等を流して、こなるよということで、ある程度お話はされているんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらにつきましては、今回の条例改正をしませんと次のステップに進めませんので、まずは条例改正を行って、指定管理制度を活用できるという体制を整えてから各種団体のほうには話を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） では、各種団体との話合いというか意見を聞くとかというのは、この条例が通った後、今度、個別の協定が必要であるというような答弁がありました。その協定をつくる際に、各種団体の皆さんの意見というんですかね、話というかね、そういったことを聞いて、その方々の意見も協定に反映されると考えてよろしいんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） まず、今度、次の段階としては、業者さんの公募を始めることになると思いますけれども、そのときには、各種団体さんに、こういうことで公募します

よというような内容から説明のほうを始めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第65号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 議案書13ページをお開きください。

議案第65号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年6月16日に公布をされました。この法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し、改正内容について説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号の改正ですけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、同法第3条中第10項が削除されたことに伴い、1項繰り上げるものでございます。

第35条第3項の改正は、引用を改めるものでございます。

次に、第36条第3項の改正は、国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の不備を補正する改正が行われたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、第36条の改正は、幼稚園について規定しているものでございますので、本町への影響はございません。

附則でございますが、施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第9、議案第66号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第66号の説明をさせていただきます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

初めに、提案理由をご説明いたします。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和6年1月1日から施行される国民健康保険税の減額について対応するため、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要は、国民健康保険の被保険者が出産予定の場合、または出産した場合に、当該被保険者に係る保険税の一部を減額するものであります。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、要点の説明とさせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

「第23条に次の1項を加える」から、次のページをお願いいたします。下から4行目の「第24条の2の次に次の1条を加える」の前までの改正になります。

国民健康保険の被保険者が出産予定の場合、または出産した場合に、当該被保険者に係る医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の所得割保険税と均等割保険税を産前産後の4か月分、双子以上の場合は6か月分減額することを規定する内容となります。

次に、「第24条の2の次に次の1条を加える」から、次のページの附則の前までの改正で

ございますが、この減額を受ける場合に届出が必要になること、届出に必要な事項及び添付書類、届出ができる期間、届出が省略できる場合についてを規定しています。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和6年1月1日とし、適用区分では、この保険税の減額は、令和5年度分の保険税については令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険税について適用する旨を規定しています。

説明は以上となりますが、この条例改正案につきましては、国民健康保険運営協議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第10、議案第67号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 議案第67号についてご説明させていただきます。

議案書19ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由を説明させていただきます。

令和4年4月に、関係市町により夷隅地域水道事業統合協議会が設置され、水道事業の運営基盤の強化、将来にわたる安定的な水道サービスの提供等、統合・広域化に向けた協議が進められ、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において事業認可を受け、水道事業を設置することについて合意が図られたことに伴い、組合規約の一部を改正しようとするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正する。

以下、改正文の朗読を割愛させていただき、改正内容について説明させていただきます。

規約第4条の改正は、同条で規定する共同処理する事務に号番号を追加し、「水道事業の統合・広域化に関すること。」を加えるものです。

次に、第12条の改正は、同条第2号で規定する関係市町の組合負担金の負担割合について、今回追加される水道事業の統合・広域化に関する事務の経費に充てる負担金の負担割合は、関係市町の各水道事業及び所有資産の規模が異なることを踏まえ、既存の共同処理事務の経費に充てる負担金の割合とは別に定めようとするものです。

附則、この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） すみません、今、3項で、前項の規定にかかわらず、第4条第8号の事務に係る第1項に規定する関係市町の負担金の負担割合とか、組合議会の議決を経て定めるということで、第4条第8号ということは、統合と広域化の関係する内容のことだと思うんですけども、それで、附則は令和6年4月1日から施行するということになっています

けれども、これ水平統合できるんですか、現状だと。統合に向けての広域の準備のあれだと思うんですけれども、首長さんたちで、話はよその、要するに県水道とか、いろんな統合のためのこれは事務的なあれじゃないんですか。違ったら申し訳ないんですけれども。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 現時点では、一応、令和7年4月1日の事業統合に向けて現在も協議をしております。

今回、令和6年4月1日からは広域化の事務のほうにそれを移しまして、今、協議会のほうでやっております、令和6年4月1日から広域のほうに事務のほうに移すということで、今のところ令和7年4月1日、事業統合に向けて進めております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 大変恐縮なんですけれども、県水道とか、山武長生だったかね、それと南房、単価がこれだけべらぼうに違う中で、うまく統合ができるかどうか非常に不安視しているんですけれども、今、課長の答弁だと、7年にもう統合に向けてやるんだと、そんなような話だったんですけれども、私だけですかね、こんなグレーな気持ちになるのは。お願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 野村議員がおっしゃるとおり、南房とか九十九里も確かに料金格差があって、非常に説明には大変苦慮している状況なんですけれども、その下の夷隅地域の2市2町の事業統合につきましては、令和7年から行うことによりまして、10年間、交付金を頂けることになっております。その中で、最大限、10年間を使いまして、いろんな管路の整備、重要施設の整備等に3分の1の交付金が来ますので、そちらを最大限使いたいということで、今2市2町は、一応、統合に向けて一生懸命事務のほうを行っておる最中でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

15時15分から再開します。

(午後 3時06分)

---

○議長(渡邊泰宣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第11、議案第68号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第68号の説明をさせていただきます。

議案つづり21ページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,310万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,158万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長(渡邊泰宣君) 財政課長、着座にて説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、座って説明を続けさせていただきます。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から順に説明させていただきますので、26ページをお願いします。

すみません、マスク取らせていただきます。

第2表、継続費補正、追加。

継続費の追加で、表内の事業を継続して複数年で実施しようとするものです。

款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業、総額252万8,000円、年度及び年割額は、令和5年度95万円、令和6年度157万8,000円でございます。これは、市原市の一般廃棄物処理施設更新に対し夷隅郡市の2市2町も含めた広域化処理への申入れによる策定中の施設整備基本計画変更に伴う増額分に対し負担するもので、計画の策定が令和5年、6年となるため継続費を設定するものでございます。

第3表、繰越明許費補正、追加。

繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、公有財産管理事業2,500万円は、本年9月の台風13号に伴う豪雨により崩落した旧老川小学校の入り口付近の復旧工事でございます。

同じく款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務費443万3,000円は、戸籍法の改正により戸籍に記載されている氏名に振り仮名を振るためのシステム改修でございます。

同じく款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳ネットワークシステム事業26万4,000円は、法改正によりマイナンバーカードへ氏名のローマ字表記をするためのシステム改修でございます。

款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業58万3,000円は、ごみ処理の広域化に対し現在の処理体制から広域化移行による費用や効果等を検証する業務でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、事業名、観光施設管理事業462万4,000円は、台風13号に伴う豪雨により損傷した面白峡遊歩道の階段部側面と遊歩道路面の復旧工事でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業1,439万2,000円は、町道久保大多喜線及び黒原上野線の排水整備工事でございます。

同じく款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、町道改良事業3,007万4,000円は、町道鍛冶住宅内岡台線の道路改良工事でございます。

これ以降は、9月の台風13号に伴う豪雨災害からの復旧事業でございます。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費で、農業施設及び林道施設の災害復旧事業は、農業用施設の災害復旧工事が42件と四ッ縄ため池の設計、林道施設が林道笛倉線と林道石神線の復旧工事でございます。

次の項 2 公共土木施設災害復旧費は、町道災害復旧が11件、筒森川の災害復旧工事でございます。

次に、右側のページをお願いします。

第 4 表、地方債補正、1、追加。

これは、地方債補正として起債を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

起債の目的、鉄道軌道施設災害復旧事業債、限度額2,100万円。これは台風13号の豪雨により被災したいすみ鉄道の災害復旧事業の大多喜町が負担する補助金へ充当するものでございます。

次の観光施設災害復旧事業債、限度額460万円は、面白峡遊歩道の災害復旧工事に充当するものでございます。

2、変更。

表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

公共土木施設災害復旧事業債、限度額9,470万円を 2 億8,740万円に 1 億9,270万円増額するもので、町道及び河川の災害復旧事業に充当するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額1,080万円を1,440万円に360万円増額するもので、これは被災した下大多喜地先の四ッ縄ため池の災害復旧の設計業務に充当するものでございます。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので、30、31

ページをお願いします。

## 2、歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金12万円の増額補正は、斎場無相苑の消耗品購入や電気料等に係るいすみ市の負担金でございます。

目5災害復旧事業費負担金204万円の増額補正は、林道笛倉線、林道石神線の復旧工事に係る負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金1億3,399万1,000円の増額補正は、町道と河川の災害復旧事業の国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8,721万9,000円の増額補正は、法改正によりマイナンバーカードへ氏名のローマ字表記をするためのシステム改修補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で物価高騰対策等として実施する地域通貨事業、学校給食費賄材料費購入へ充当するものでございます。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和5年度国の補正予算により実施する住民税非課税1世帯当たり7万円の支援事業に対する補助金でございます。

目5教育費国庫補助金41万7,000円の増額補正は、大多喜小学校と西小学校の換気対策整備に対する補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金45万円の増額補正は、U I J ターンによる起業・就業者等への補助金で、実績見込み増によるものでございます。

目2民生費県補助金44万円の増額補正は、補助基準単価の増によるものでございます。

目3衛生費県補助金16万5,000円の増額補正は、子ども医療費助成に係るものでございます。

目4農林水産業費県補助金110万5,000円の増額補正は、有害獣対策で、猿、鹿、イノシシ、キョンなどの捕獲数の増によるものでございます。

目8教育費県補助金229万8,000円の増額補正は、部活動指導員配置に対する補助と第三子以降の児童・生徒の学校給食費の補助金でございます。

目9農林水産施設災害復旧費補助金1,310万2,000円の増額補正は、農業施設と林道の復旧事業への補助金でございます。

次のページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金330万3,000円の減額補正は、本年4月の千葉県議会議員選挙が無投票だったため減額するものでございます。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金2,000万円の増額補正は、実績見込みによるふるさと納税の増でございます。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金5,851万5,000円の減額補正は、災害復旧に係る国の補助金や起債などの財源が増えたことによるものでございます。

目 3 ふるさと基金繰入金1,035万8,000円の増額補正は、ふるさと納税の増によるものでございます。

款21諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入 1 億1,131万4,000円の増額補正は、令和 4 年度実績による後期高齢者医療給付費負担金の返還金と実績見込みの増による後期高齢者の人間ドック助成金、大多喜町電子地域通貨の利用者の入金分と農地中間管理業務の委託金受入れでございます。

款22町債、項 1 町債、目 7 災害復旧債 2 億2,190万円の増額補正は、第 4 表、地方債補正でも説明させていただきました災害復旧事業へ充当するもので、公共土木施設災害復旧事業債は、単独事業は、町道、河川の補助事業の附帯工事への充当が主なもので、中野大多喜線ほか13か所、補助事業は、同じく町道、河川の復旧工事で、中野大多喜線ほか11か所でございます。

農林水産施設災害復旧事業債は、四ッ縄ため池、林道笛倉線、林道石神線へ充当するものでございます。

鉄道軌道施設災害復旧事業債は、いすみ鉄道の災害復旧事業に対するものでございます。

観光施設災害復旧事業債は、面白峡遊歩道の復旧事業でございます。

次のページをお願いします。

### 3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費26万5,000円の増額補正は、公用車のタイヤ交換及び郵便料でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費246万4,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当の増と公債費は台風13号で被災された方へ見舞金を支出したことによる不足分の増、需用費の消耗品費はコピー用紙の購入、備品購入費は役場庁舎内の事務用の椅子の購入でございます。

目 5 財産管理費2,659万1,000円の増額補正は、手数料は旧上瀑小学校の植木等の手入れ、立木伐採撤去委託料は旧老川小学校の樹木の伐採撤去、登記委託料は旧総元小学校、旧上瀑小学校及び今年度閉鎖となった特別養護老人ホームの登記でございます。

その下の工事請負費の法面修繕工事は、旧老川小学校入り口の修繕工事、回線接続工事は、旧老川小学校裏の立木の伐採時に支障となる光ケーブルの移動等、復元工事でございます。

目 6 企画費 1 億 6,803 万 7,000 円の増額補正は、定住化対策事業は実績見込みの増による増、地域情報通信基盤維持管理事業の委託料は台風 13 号の豪雨により被災した光ケーブルの保守でございます。

地域公共交通対策事業は、小湊鉄道の復旧事業への補助金でございます。

ふるさと納税事業は、ふるさと納税の実績見込み増による各科目の増、ふるさと基金積立事業も同様に、実績見込み増による積立金の増でございます。

次のページをお願いします。

地域通貨事業は、キャッシュレス化の推進と物価高騰対策及び町内の消費活動の活性化のためチャージ金額に 10 パーセントのプレミアムポイントを加算するもので、今年度当初に 2 億 2,000 万円、6 月の補正でさらに 2 億 2,000 万円追加しましたが、11 月末でその約 85 パーセントが利用されたため、さらに 1 億 1,000 万円を追加するものでございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の災害復旧に対する補助金でございます。

目 7 電子計算費 69 万 5,000 円の増額補正は、各種イベント等の再開などによる印刷の増などにより不足する印刷用消耗品でございます。

目 8 諸費 764 万 3,000 円の増額補正は、各種事業の令和 4 年度実績による国県支出金の返還金でございます。

項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費 24 万 4,000 円の増額補正は、徴収業務用の封筒の作成と郵便料でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費 26 万 4,000 円の増額補正は、法改正によりマイナンバーカードへ氏名のローマ字表記をするためのシステム改修でございます。

項 4 選挙費、目 2 千葉県議会議員選挙費 330 万 1,000 円の減額補正は、千葉県議会議員選挙が無投票だったため減額するものでございます。

次のページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 7,261 万 6,000 円の増額補正は、国民健康保険運営協議会の開催数の増による委員報酬の繰り出し分と令和 5 年度国の補正予算による住民税非課税世帯に対する給付金、非課税世帯 1 世帯当たり 7 万円を給付するものでございます。

目 4 青少年女性対策費は、先ほど可決いただいた特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の改正により青少年相談員の報酬を報償費と変更するものでございます。

目 5 介護保険事業費69万9,000円の増額補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修事務費繰り出しと介護医療院への転換に対する補助基準が増となったことによるものでございます。

目 6 後期高齢者医療費46万7,000円の増額補正は、実績見込み増による人間ドック補助金の増でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費134万1,000円の増額補正は、子ども医療費の実績見込み増によるものでございます。

目 4 児童福祉施設費44万2,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当の増でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費 8 万9,000円の増額補正は、会計年度任用職員報酬の増と公用車の燃料代でございます。

次のページをお願いします。

目 5 火葬場費28万5,000円の増額補正は、斎場無相苑の火葬炉の管理用消耗品と光熱水費と電話料でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費153万3,000円の増額補正は、継続費補正及び繰越明許費補正で説明させていただいたごみ処理の広域化による基礎調査業務と施設整備基本計画策定に要する負担金でございます。

目 2 塵芥処理費137万5,000円の増額補正は、台風13号の豪雨などにより増加した粗大ごみ処理委託料でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費は、農地中間管理業務の委託金受入れによる財源内訳の変更でございます。

目 2 農業総務費191万3,000円の増額補正は、会計年度任用職員の報酬と職員時間外勤務手当などでございます。

目 5 農地費26万7,000円の増額補正は、公用車の燃料代でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費579万3,000円の増額補正は、有害獣捕獲に対する報償費と補助金の増、備品購入費は、捕獲した獣肉の放射能測定器の購入でございます。

目 2 林業振興費 9 万3,000円の増額補正は、竹粉碎機の修繕でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費44万5,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当でございます。

目 2 商工業振興費18万6,000円の増額補正は、町営駐車場の精算機システムの改修でござ

います。

次のページをお願いします。

目 3 観光費462万4,000円の増額補正は、繰越明許費補正でも説明させていただいた台風13号に伴う豪雨により損傷した面白峡遊歩道の階段部側面と遊歩道路面の復旧工事でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費96万5,000円の増額補正は、会計年度任用職員の報酬と期末勤勉手当でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費656万2,000円の増額補正は、作業用車両の消耗品と燃料代と修繕料、測量調査委託料は町道旧千葉勝浦線の用地測量、公有財産購入費は町道松尾宇筒原線と旧千葉勝浦線の排水整備に必要な用地取得でございます。

目 2 道路新設改良費308万2,000円の増額補正は、災害対応に必要な職員の時間外勤務手当でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費355万1,000円の増額補正は、10月22日の消防の査察時に各分団からの要望に対するもので、消耗品費は3か所の防火水槽の蓋、修繕料は防火水槽フェンスやホース乾燥塔の修繕、負担金補助は第2分団第1部の消防機庫の天井の修繕への補助で、消防機械器具整備事業の消耗品は消防車のタイヤ、消火用ホースなどの購入でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費49万5,000円の増額補正は、児童・生徒の保護者へのメール斉配信システムの切替えによる委託料でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費369万2,000円の増額補正は、小学校施設管理事業の工事請負費は、台風13号に伴う豪雨により崩落した西小学校の体育館裏ののり面と同じく西小学校の給食用リフトの修繕でございます。

学校管理事業（西小）は校庭の排水整備工事の完了後のグラウンド整備用機器とエアコン等の購入、学校管理事業（大小）は網戸の設置工事でございます。

項 3 中学校費、目 2 教育振興費は、部活動指導員配置に対する県の補助金による財源内訳の変更でございます。

項 5 保健体育費、目 3 学校給食費286万2,000円の増額補正は、給食センターの職員の時間外勤務手当と調理用設備の修繕、物価高騰による給食用賄材料費と超音波洗浄機の購入でございます。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業施設災害復旧費1,628万円の増

額補正は、台風13号に伴う豪雨からの災害復旧で、地質調査は大塚山、測量設計は四ッ縄ため池の復旧に係るものでございます。

目2 林道施設災害復旧費850万円の増額補正は、林道笛倉線と林道石神線の復旧工事でございます。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費 1 億6,008万3,000円の増額補正は、町道の災害復旧工事で、この補正では補助災害復旧工事分として10路線、単独分として3路線の追加でございます。

目2 河川災害復旧費4,055万8,000円の増額補正は、筒森川及び平沢の尾無川の土砂撤去と筒森川の復旧工事でございます。

次のページをお願いします。

款11公債費、項1 公債費、目1 元金と目2 利子、補正額の計が140万1,000円の増額補正は、臨時財政対策債の利率の見直しと当初予算編成後に借入れしたことによる増額でございます。

以上で、議案第68号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 台風による整備が大分進んでおりますけれども、西部田の坂の崩落現場、あれはいつ頃になるんですか。あそこが一番遅れていると思うんですけれども、ちょっと聞きます。

○議長（渡邊泰宣君） ページ数はどこになりますか。

いいですか。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまのご質問です。

西部田の上のトンネルの先の災害復旧の工事ですけれども、今回、災害復旧工事ということで道路災害復旧事業の中の工事請負費の中に入っております。この中の工事で、今回、予算が通りましたら、年明けにできれば発注して復旧工事のほうに入りたいというふうに思っています。

以上です。繰越工事になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 41ページの衛生費で、ごみ処理広域化事業、委託料、廃棄物処理事業  
広域化基礎調査業務、負担金補助及び交付金、新焼却施設整備基本計画策定支援業務、この  
内容について具体的に教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） それでは、ちょっと順番が違いますが、まず下の負担  
金補助及び交付金の新焼却施設整備基本計画策定支援業務負担金、こちらのほうからご説明  
させてもらってもよろしいでしょうか。

こちらのほうは、先ほど財政課長が説明した中でも入っていましたけれども、市原市にて  
新焼却施設の基本計画を現在策定しております。これは、以前、全協のほうでもご説明した  
とおり、令和14年に稼働予定の新焼却施設になります。そちらのほうに2市2町が広域化を  
申し入れたわけなんですけれども、そこで、市原市のほうで実際進んでいた計画に対して、  
2市2町を加えた広域化にするための基本計画を再度つくると、つくり直すということで、  
その部分で計画の変更をする必要があります。その変更に関して費用が当然出てきますの  
で、そちらの費用と、あとそれに関わる職員の人件費、そちらのほうを2市2町で均等でお  
支払いするというので、こちらの負担金のほうは計上してございます。

もう一つの上の委託料の基礎調査業務、こちらにつきましては、市原市のほうに広域化の  
申し入れをしましたが、そちらの市原市のほうに2市2町で広域化で参加するのと、あと、こ  
ちらで自前というか2市2町でやった場合の効果ですね。要するに、広域化に参加した場合  
と、あとこちらのほうで広域化に参加しない場合の効果をちゃんと示さなきゃいけないとい  
うことで、そちらを調査する業務の委託料になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 説明ありがとうございました。

これ補正で通ると、ここで年度内にこういったいろいろな調査業務を行って、4月以降、  
本格的に広域化の事業について改めて具体的に話し合うということでよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） まず、市原市のほうが策定中の計画に広域化を入れるもの  
につきましては、令和5年度、6年度の継続事業になります。ですから、そこで計画のほう

つくり終わって、本当に広域化というのはどうなのかということを審議されると思います。

もう一つの基礎調査業務、こちらのほうは明許繰越のほうにさせていただきまして、事業が終わるのが大体来年の9月頃を想定しております。そこで出たものについて市原市のほうに提供しまして、そこで本当に広域化というのが今後有益なものになるかどうかというのを判断する材料となります。ですから、6年度の4月にすぐどうにかなるということではありません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、35ページ、ふるさと納税事業とふるさと基金積立事業、実績見込みの増ということで、大変喜ばしいことだと思うんですけども、実績が増えたと思われる要因などが分かりましたら、それとあと、今年の10月でしたでしょうか、返礼品の割合等が国のほうで示されて変更になっていたりとかするんですけども、大多喜町としてはこの辺を見直したものなどがあるのかどうか、この辺も含めてお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まず、ふるさと納税の実績増の理由なんですけれども、こちらについては想像でしかないんですが、令和4年度、また令和3年度、その辺から言われているのは、コロナによる引き籠もりで意外とふるさと納税される方が増えてきている、その流れに乗っているのも一つの要因だと思います。あとは、町のほうでもふるさと納税をしていただくためのポータルサイトを今4つかな、5つかな、大分増やして多くの方の目につくようにやっている、その効果が現れ始めているんじゃないかというふうに考えることもできると思います。

それと、10月でふるさと納税返礼品の、また返礼品に係る費用についての見直し、そちらなんですけれども、大多喜町は、それ以前からそこについてはきっちりやっていたので、特にそこに関して見直しをしたという返礼品はございません。

ただ、幾つか、毎年のように、9月の時点で国の総務省のほうからふるさと納税の返礼品に対して細かいチェックといいますか、怪しいものについて問合せというか確認が来ていて、そういったことについては毎年見直しを実施しているというところです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 39ページであります。青少年女性対策費の青少年健全育成事業であります。

先ほど議案第63号のところで、青少年相談員が非常勤特別職から一般の取扱いになったという説明がございました。

青少年相談員につきましては、スポーツ大会の主催ですとか校外学習への引率、また社会貢献活動の一環としての町内に設置されているカーブミラーの清掃など、各種各課にわたって活動をされている団体であります。

非常勤特別職から一般の身分に切り替わった場合の、いわゆる公務上の災害、こちらの対応についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 公務上の災害についてなんですけれども、こちらにつきましては、県で保険のほうに加入をしておりますので、次回というか、令和5年10月1日以降は、県のほうの保険の対応になるということになっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 37ページで、住民基本台帳ネットワークシステム事業、これはマイナンバーカード関係のシステム関係とのことなんですけれども、12月1日現在というか、加入状況だとか加入率とかというのも分かるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） マイナンバーカードの申請とか交付率とかというところでしょうか。

今ちょっと手元に資料がないんですけれども、私の記憶で、申請については、今88パーセントか89パーセントいっていると思います。実際に交付しているところだと、まだ79パーセントか80パーセントというところだと記憶していますので、回答させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第12、議案第69号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案第69号について説明させていただきます。

議案つづり61ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、法改正に伴うシステム改修、国民健康保険運営協議会の開催数の増、人間ドック受診者数の増及び過年度分保険税の還付の増が見込まれることから、必要な補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,637万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書により説明いたしますので、66、67ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

款の 5 県支出金、項の 1 県補助金、目の 1 保険給付費等交付金46万1,000円の増額補正は、法改正に伴うシステム改修費及び人間ドック経費補助金に対する交付金となります。

款の 6 繰入金、項の 1 他会計繰入金、目の 1 一般会計繰入金 2 万8,000円の増額補正は、国保運営協議会の委員報酬分となります。

款の 7 繰越金、項の 1 繰越金、目の 1 その他繰越金120万円の増額補正は、過年度分保険税の還付金の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

68、69ページをお願いいたします。

次は、歳出になります。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、目の 1 一般管理費14万3,000円の増額補正は、法改正に伴うシステム改修委託料でございます。

款の 1 総務費、項の 2 運営協議会費、目の 1 運営協議会費 2 万8,000円の増額補正は、国保運営協議会の開催数増に伴い委員報酬の増額をお願いするものでございます。

款の 5 保健事業費、項の 1 保健事業費、目の 1 保健事業費31万8,000円の増額補正は、人間ドック受診者の増が見込まれるため人間ドック経費補助金の増額をお願いするものでございます。

款の 6 諸支出金、項の 1 償還金及び還付加算金、目の 1 一般被保険者保険税還付金120万円の増額補正は、過年度分保険税の還付対象者が増となったため償還金利子及び割引料の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第13、議案第70号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第70号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案つづり71ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和6年4月の介護保険制度改正及び介護報酬改定に対応するシステム改修費の増額に伴う補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,025万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたしますので、76、77ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業費補助金25万8,000円の増額補正は、システム改修に伴う国の補助金でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金25万9,000円の増額補正は、システム改修に伴う町負担分の増でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出についてご説明をいたしますので、78、79ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費51万7,000円の増額補正は、システム改修費の増に伴うものでございます。

以上で、令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第14、議案第71号 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第71号 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、漏水に関わる修繕工事と栗又第1加圧ポンプ更新に伴う工事費の増額が主なものとなります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度大多喜町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、下の表をご覧ください。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用を604万9,000円増額し、総額を4億8,673万9,000円とするものです。

続いて、資本的収入及び支出。

第3条、次のページをお開きください。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を400万円増額し、総額を1億5,369万9,000円とするものです。

詳細につきましては、令和5年度水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、84、85ページをお開きください。

支出。

第1款水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の補正予定額604万9,000円の増額は、三又地先にあります保庭橋の保温材料の購入、あと漏水修繕に伴う工事などによるものです。

項2営業外費用、目1支払利息の補正予定額21万9,000円は、企業債の利息上昇により増額するものです。

次のページをお開きください。

支出。

款1資本的支出、項1建設改良費、目3配水施設費の補正予定額400万円の増額は、栗又第1加圧所ポンプ更新工事によるものです。

以上で、議案第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 87ページの配水施設費の工事請負費400万円、栗又第1加圧所ポンプ更新工事400万円。これは、加圧所のポンプというのは大体大多喜町に何か所ぐらいあって、何年間おきに何の更新をする費用なんでしょうか。これには工事と書いてありますけれども、更新となると、何か具体的にどこか壊れたから直すじゃなくて、ある一定期間、3年とか5年とかたったら必ずこれはやるものなのか。それと加圧式のポンプは何か所ぐらいあるのか教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） まず、今回の栗又第1加圧所ポンプにつきましては、ポンプのほうがもう不具合を起こしてしまっていて、大変職員のほうで作業で毎日見に行っていて、やっと今1台で運転している、その1台もかなり老朽化をしている状態です。ですから、いつそれが止まりまして、その先の給水をしている方たちに迷惑かかるか分かりません。こちらのほうのポンプを全て新しくするということの更新工事になります。ポンプの耐用年数につきましては、大体15年から20年ぐらいを考えております。

それで、今大多喜町にある加圧所施設としては、定かではないんですが、ちょっとお時間をいただければ数えられるんですけども。

（発言する者あり）

○環境水道課長（小高一哉君） 約8か所ぐらいだと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

ただいま町長から、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡邊泰宣君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

---

#### ◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第1、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、申し訳ございません。諮問第3号としまして提案理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、野口久徳委員が令和6年3月31日をもって任期を満了し退任されますことから、後任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所が大多喜町葛藤236番地3、氏名が渡邊正之氏でございます。生年月日、昭和34年12月25生まれ、現在、63歳でございます。

渡邊正之氏は、昭和59年3月に大学を卒業後、同年4月から教諭となり、定年退職される

まで県立高等学校の教諭として勤務されました。現在も再任用職員として勤務されております。人格、見識も高く、学校でのいじめ問題に対する取組や人権意識を高める活動経験も豊富で人権擁護に理解がある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきますと思います。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、諮問第3号は被推薦人を適任者として認めることに決定しました。

---

### ◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日6日から会期末の令和6年1月26日まで休会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日 6 日から会期末の令和 6 年 1 月 26 日まで休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午後 4 時 12 分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和     年     月     日

議                    長                    渡     邊     泰     宣

署 名 議 員                    山     口     定     夫

署 名 議 員                    森                    久